

# 万国郵便条約



## 万国郵便条約

万国郵便連合（以下「連合」という。）の加盟国政府の全権委員は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十二條3の規定に鑑み、合意により、かつ、同憲章第二十五條4の規定の適用があることを条件として、国際郵便業務に適用される規則をこの万国郵便条約（以下「条約」という。）で定めた。

### 第一部 国際郵便業務に適用される共通の規則

#### 第一條 定義

- 1 この条約の適用上、次の用語は、次に定義する意味を有する。
  - 1.1 「通常郵便物」とは、この条約及びその施行規則に規定され、かつ、これらに定める条件に従って運送されるものをいう。
  - 1.2 「小包郵便物」とは、この条約及びその施行規則に規定され、かつ、これらに定める条件に従って運送されるものをいう。

1.3 「EMS郵便物」とは、この条約、その施行規則及びEMSに関連する文書に規定され、かつ、これらに定める条件に従って運送されるものをいう。

1.4 「書類から成る郵便物」とは、記載され、描かれ、若しくは印刷された、又はデジタルのあらゆる情報媒体から成る通常郵便物、小包郵便物又はEMS郵便物（商品である物品を除く。）であって、この条約の施行規則に定める物理的な仕様を満たすものをいう。

1.5 「物品から成る郵便物」とは、金銭以外のあらゆる有形のかつ動産である物品（商品である物品を含む。）から成る通常郵便物、小包郵便物又はEMS郵便物であって、1.4に規定する書類から成る郵便物の定義に該当せず、かつ、この条約の施行規則に定める物理的な仕様を満たすものをいう。

1.6 「閉袋」とは、票札を付され、かつ、封鉛又は他の方法によって封かんされた容器であって、郵便物を包有するものをいう。

1.7 「線路を誤った郵袋」とは、票札の示す交換局以外の交換局で受領した容器をいう。

1.8 「個人情報」とは、郵便業務の利用者を特定するために必要な情報をいう。

1.9 「誤送された郵便物」とは、一の交換局で受領した郵便物であって、本来他の加盟国の交換局で受領

されるべきものをいう。

1.10 「継越料」とは、通過国の運送機関（指定された事業者若しくは指定された事業者以外の団体又はその双方）が実施する通常郵便物の陸路継越し、海路継越し及び航空路継越しの業務に対する報酬をいう。

1.11 「到着料」とは、差出国の指定された事業者が、名宛国において受領される通常郵便物の取扱いに係る費用を補償する名目で、当該名宛国の指定された事業者に支払うべき補償金をいう。

1.12 「指定された事業者」とは、郵便業務を運営し、及び自国の領域において連合の文書から生ずる関連する義務を履行するために、加盟国によって正式に指定された政府機関又は非政府機関をいう。

1.13 「小形包装物」とは、この条約及びその施行規則に定める条件により運送される郵便物をいう。

1.14 「到着の陸路割当料金」とは、差出国の指定された事業者が、名宛国において受領される小包郵便物の取扱いに係る費用を補償する名目で、当該名宛国の指定された事業者に支払うべき補償金をいう。

1.15 「継越しの陸路割当料金」とは、通過国の運送機関（指定された事業者若しくは指定された事業者以外の団体又はその双方）が当該国の領域を経由する小包郵便物の送達のために実施する陸路継越し及び

航空路継越しの業務に対して支払うべき報酬をいう。

1.16 「海路割当料金」とは、小包郵便物の海路運送に参加する運送機関（指定された事業者若しくは指定された事業者以外の団体又はその双方）が実施する業務に対して支払うべき報酬をいう。

1.17 「調査請求」とは、郵便業務の利用に関連する苦情又は照会であって、この条約及びその施行規則に定める条件に従って提出されるものをいう。

1.18 「普遍的な郵便業務」とは、その質を重視した郵便の役務であって、全ての利用者が、加盟国の領域の全ての地点において、恒久的に、かつ、合理的な価格の下で提供を受けるものをいう。

1.19 「開袋継越し」とは、名宛国に宛てて閉袋を作成することが適当でない通数又は重量の郵便物の仲介国による継越しをいう。

第二条 この条約への加入から生ずる義務を履行する責任を負う一又は二以上の機関の指定

1 加盟国は、郵便事業を監督する責任を負う政府機関の名称及び所在地を大会議の終了後六箇月以内に国際事務局に通報する。また、加盟国は、郵便業務を運営し、及び自国の領域において連合の文書から生ずる義務を履行するために正式に指定された事業者の名称及び所在地を大会議の終了後六箇月以内に同事務

局に通報する。加盟国は、大会議から大会議までの間における政府機関の変更については、可能な限り速やかに同事務局に通報する。正式に指定された事業体に関する変更についても、可能な限り速やかに、かつ、望ましくはその変更の効力が生ずる遅くとも三箇月前に、同事務局に通報する。

2 加盟国は、新たな事業体を正式に指定する場合には、連合の文書に基づいて当該事業体が提供する郵便業務の範囲及び自国の領域における当該事業体の取扱地域を明示する。

### 第三条 普遍的な郵便業務

1 加盟国は、連合の単一の郵便境域という概念を強固にするため、全ての利用者が、その質を重視した郵便の役務を、加盟国の領域の全ての地点において、恒久的に、かつ、合理的な価格の下で受けることができるような普遍的な郵便業務の提供を受ける権利を享有することを確保する。

2 1に定める目的のため、加盟国は、自国の郵便に関する法令の範囲内で又は他の通常的手段により、自国民のニーズ及び国内事情を考慮して、関係する郵便業務の範囲を定めるとともに、その質を重視し、及び合理的な価格を設定することについての条件を定める。

3 加盟国は、普遍的な郵便業務の提供を任務とする者が、このような郵便業務の提供を可能とし、及び質

に係る基準を尊重することを確保する。

4 加盟国は、普遍的な郵便業務が実行可能な方法により提供されることによってその永続性が保障されることを確保する。

#### 第四条 継越しの自由

1 万国郵便連合憲章第一条に規定する継越しの自由の原則により、加盟国は、その指定された事業者が他の指定された事業者から引き渡される閉袋及び開袋通常郵便物を、いかなる場合にも、自国内で差し出される郵便物について利用する最も速達の線路によって、かつ、最も安全な方法によって送達することを確保する義務を負う。この原則は、誤送された郵便物及び線路を誤った郵袋についても適用する。

2 伝染性物質又は放射性物質を包有する郵便物の交換に参加しない加盟国は、自国の領域を経由するこれらの郵便物の開袋継越しを認めないことができる。通過国である加盟国は、印刷物（定期刊行物、雑誌等）、小形包装物及びM郵袋であつて、自国内における発行又は流布の条件を定める法令に抵触するものについても、同様に開袋継越しを認めないことができる。

3 小包についての継越しの自由は、連合の全境域において保障される。

4 加盟国が継越しの自由に関する規定を遵守しない場合には、他の加盟国は、当該加盟国との間の郵便業務の提供を中止する権利を有する。

第五条 郵便物の帰属、取戻し、受取人の住所又は法人の名称、氏名若しくは父称（該当する場合）の変更又は訂正、転送及び配達不能の郵便物の差出人への返送

1 郵便物は、差出国又は名宛国の国内法令及び第十九条<sup>2.1.1</sup>又は3の規定が適用される場合には継越国の国内法令に基づいて差し押さえられた場合を除くほか、権利者に配達される時まで差出人に帰属する。

2 郵便物の差出人は、当該郵便物を取り戻し、又はその受取人の住所若しくは法人の名称、氏名若しくは父称（該当する場合）を変更し、若しくは訂正することができる。料金その他の条件については、この条約の施行規則に定める。

3 加盟国は、その指定された事業者が配達不能の郵便物を差出人に返送すること及び受取人がその住所を変更した場合には郵便物を転送することを確保する。料金その他の条件については、この条約の施行規則に定める。

## 第六条 郵便切手

1 「郵便切手」という語は、この条約に基づいて保護されるものとし、この条及びこの条約の施行規則に定める条件を満たす切手にのみ用いられる。

2 郵便切手は、

2.1 連合の文書に基づき、加盟国又は地域の権限の下においてのみ発行し、流通する。

2.2 主権の表象であり、また、連合の文書に適合するように郵便物に貼り付ける場合には、当該郵便切手の本質的な価値に相当する料金の納付の証拠となる。

2.3 料金納付又は収集のため、発行する加盟国又は地域においてその法令に基づき通用する。

2.4 発行する加盟国又は地域の全ての居住者が入手可能なものでなければならない。

3 郵便切手は、次のものを含む。

3.1 ローマ文字で記載された発行する加盟国若しくは地域の名称（注）又は発行する加盟国若しくは地域から万国郵便連合国際事務局に要請がある場合には、この条約の施行規則に定める条件に従い、当該加盟国若しくは地域を公式に代表する略号若しくは頭文字

注 切手を発明した国であるグレートブリテン及び北アイルランド連合王国には例外が認められる。

3.2 次のもので記載された額面

3.2.1 原則として、発行する加盟国若しくは地域の通貨又は文字若しくは記号

3.2.2 その他の識別のための特徴

4 郵便切手に描かれた国の紋章、監督用の公の記号及び政府間機関の記章は、工業所有権の保護に関するパリ条約に基づいて保護される。

5 郵便切手の主題及び意匠は、

5.1 万国郵便連合憲章前文の精神及び連合の機関が行う決定に従う。

5.2 加盟国若しくは地域の文化的同一性と緊密な関係を有し、又は文化の普及若しくは平和の維持に貢献するものとする。

5.3 加盟国又は地域において、外国の重要人物又は出来事を記念する場合には、当該加盟国又は地域と緊密な関係を有するものとする。

5.4 政治的性質又は個人若しくは国を侮辱する性質を有してはならない。

5.5 加盟国又は地域にとって重要な意味を有するものとする。

6 連合の文書に定める郵便料金納付の印影、料金計器による印影及び印刷機その他の押印機器による印影は、加盟国又は地域が認める場合のみ使用することができる。

7 加盟国は、新たな素材又は技術を使用した郵便切手を発行する前に、当該郵便切手と郵便物を処理する機械との適合性に関する必要な情報を国際事務局に提供する。同事務局は、他の加盟国及びその指定された事業体にその旨を通報する。

#### 第七条 持続可能な開発

加盟国又はその指定された事業体は、郵便業務の全ての段階における環境、社会及び経済に関する活動に焦点を当てた持続可能な開発に関する活動の戦略を採用し、及び実行し、並びに持続可能な開発に関する周知を図る。

#### 第八条 郵便業務の保障

1 加盟国及びその指定された事業体は、万国郵便連合の保障基準に定める保障に関する要求を遵守し、並びに指定された事業体によって提供される郵便業務に対する一般公衆の信頼を維持し、及び高めるため、並びに全ての関係取扱者のため、郵便業務の全ての段階における業務の保障に関する活動の戦略を採用

し、及び実行する。この戦略には、この条約の施行規則に定める目的並びに通報に関する連合の技術標準に合致するものとして管理理事会及び郵便業務理事会が採択する実施規定（特に、関係する郵便物の種別及び識別の基準）に明示する郵便物についての事前の電子データの提供に関する要求に適合するという原則を含む。この戦略には、また、加盟国及びその指定された事業者の間の郵袋の運送及び継越しについての確実性及び業務の保障の維持に関する情報の交換を含む。

2 国際郵便の一連の運送に適用される全ての保障措置は、対処すべき危険及び脅威に相応するものでなければならず、郵便ネットワークの特性を考慮し、国際的な郵便の流れ又は取引を妨げることがないようにとられなければならない。郵便業務に対する全世界的な影響を潜在的に有する保障措置は、全ての関係者の関与を得て、国際的に調整され、かつ、均衡のとれた方法でとられなければならない。

## 第九条 違反行為

### 1 郵便物

1.1 加盟国は、次の行為を防止するため並びに次の行為を行った者を訴追し、及び処罰するために必要な全ての措置をとることを約束する。

1.1.1 麻薬、向精神薬及び危険物を郵便物に入れること。ただし、この条約及びその施行規則がこれらを

郵便物に入れることを明示的に認めている場合は、この限りでない。

1.1.2 小児性愛又は児童ポルノの性質を有する物品を郵便物に入れること。

## 2 郵便料金納付及びその手段

2.1 加盟国は、次に掲げる郵便料金納付の手段に関する違反行為を防止し、抑圧し、及び処罰するために必要な全ての措置をとることを約束する。

2.1.1 通用中の又は通用が廃止された郵便切手

2.1.2 郵便料金納付の印影

2.1.3 料金計器又は印刷機による印影

2.1.4 国際返信切手券

2.2 この条約の適用上、郵便料金納付の手段に関する違反行為とは、自己又は第三者のために不当な利得を得ることを意図して行われた行為（いずれの者によるかを問わない。）であつて次に掲げるものをいうものとし、これらの行為は、処罰される。

2.2.1 郵便料金納付の手段を変造し、模造し、若しくは偽造する行為又は郵便料金納付の手段の不正な製造に係る不法な行為

2.2.2 変造され、模造され、又は偽造された郵便料金納付の手段を製造し、使用し、流布し、商用化し、

配布し、頒布し、輸送し、展示し、又は掲示する行為（カタログ及び広告目的のものを含む。）

2.2.3 既に使用した郵便料金納付の手段を郵便目的で使用し、又は流布する行為

2.2.4 これらの違反行為の未遂

### 3 相互主義

3.1 処罰については、関係する郵便料金納付の手段が国内のものであるか外国のものであるかを問わず、2に規定する行為の間に差別を設けてはならない。この規定は、法令上又は条約上の相互主義についての規定の対象とならない。

#### 第十条 個人情報の取扱い

1 利用者の個人情報は、適用される国内法令に従い、その収集された目的のためのみ利用することができらる。

- 2 利用者の個人情報、適用される国内法令により当該個人情報を入手することが許可された第三者にのみ開示される。
- 3 加盟国及びその指定された事業体は、自国の法令に従い、利用者の個人情報の秘密性及び保護を確保する。
- 4 指定された事業体は、その利用者による個人情報の利用及びこれを収集した目的について周知させる。
- 5 指定された事業体は、郵便業務を提供するために個人情報を必要とする名宛国又は継越国の指定された事業体に対して当該情報を電子的に送付することができる。ただし、1から4までの規定の適用を妨げない。

#### 第十一条 軍隊との閉袋の交換

- 1 通常郵便物の閉袋は、次の者の間で、他国の陸運業務、海運業務又は航空業務の仲介によって交換することができる。
  - 1.1 加盟国の郵便局と国際連合の用に供される軍隊の指揮官との間
  - 1.2 国際連合の用に供される軍隊の指揮官の間

1.3 加盟国の郵便局と国外にある当該加盟国の艦隊、航空隊、陸上部隊、軍艦又は軍用機の指揮官との間

1.4 同一国の艦隊、航空隊、陸上部隊、軍艦又は軍用機の指揮官の間

2 1の閉袋に納める通常郵便物は、閉袋が宛てられ、若しくは閉袋を発送する軍隊の構成員又は閉袋が宛てられ、若しくは閉袋を発送する軍艦若しくは軍用機の将校若しくは乗組員が発受するものに限られる。当該通常郵便物に適用する料金及び送達の条件については、軍隊を提供した加盟国の指定された事業者又は軍艦若しくは軍用機の所属している加盟国の指定された事業者が自己の規則に従って定める。

3 軍隊を提供した加盟国の指定された事業者又は軍艦若しくは軍用機の所属している加盟国の指定された事業者は、特別の合意がない限り、関係する指定された事業者に対し、閉袋の継越料、到着料及び航空運送料を支払う義務を負う。

## 第十二条 外国における通常郵便物の差出し

1 いずれの指定された事業者も、自己の属する加盟国の領域内に居住する差出人が外国において適用される一層有利な郵便料金の利益を受けるために当該外国において差し出し、又は差し出させる通常郵便物を送達し、又は受取人に配達する義務を負わない。

2 1の規定は、差出人の居住国において準備された後に国境を越えて搬出された通常郵便物又は外国において作成された通常郵便物のいずれについても、区別なく適用する。

3 名宛側の指定された事業体は、差出側の指定された事業体に対し、内国料金の支払を請求する権利を有する。名宛側の指定された事業体が定めた期間内に、差出側の指定された事業体がこの内国料金の支払を承諾しない場合には、名宛側の指定された事業体は、1及び2に規定する通常郵便物を、差出側の指定された事業体に返送し（この場合において、当該名宛側の指定された事業体は、このような返送の費用の償還を請求する権利を有するものとする。）、又は自国の法令に従って取り扱うことができる。

4 いずれの指定された事業体も、差出人が居住国以外の国において多量に差し出し、又は差し出させる通常郵便物について受領する到着料の額が、当該通常郵便物が差出人の居住国において差し出された場合に受領したであろう額を下回るときは、当該通常郵便物を送達し、又は受取人に配達する義務を負わない。名宛側の指定された事業体は、その負担する費用に相当する報酬を差出側の指定された事業体に請求する権利を有する。この場合において、この報酬は、場合に依りて、同様の郵便物に適用される内国料金の八パーセントの額又は第二十九条、第三十条5から13まで若しくは第三十一条17に定める料率のいずれか

高い方を超えてはならない。名宛側の指定された事業体が定めた期間内に、差出側の指定された事業体が請求された報酬の支払を承諾しない場合には、名宛側の指定された事業体は、当該通常郵便物を、差出側の指定された事業体に返送し（この場合において、当該名宛側の指定された事業体は、このような返送の費用の償還を請求する権利を有するものとする。）、又は自国の法令に従って取り扱うことができる。

### 第十三条 連合の様式の使用

1 連合の文書に別段の定めがある場合を除くほか、指定された事業体のみが、連合の文書に従い、郵便業務の運営及び郵便物の交換のために、連合の様式及び書類を使用する。

2 指定された事業体は、1に規定する郵便業務の運営及び郵便物の交換を円滑にするため、領域外交換局及び指定された事業体が自国の領域の外に設置する国際郵便処理センター（6に定義するもの）の運営のために連合の様式及び書類を使用することができる。

3 2に規定する連合の様式及び書類の使用については、領域外交換局又は国際郵便処理センターが設置されている加盟国又は地域の国内法令又は政策に従って行われる。この点に関し、また、第二条に規定する指定の義務は妨げられることなく、指定された事業体は、この条約上の義務の履行を継続することを保障

し、並びに他の指定された事業体及び国際事務局とのあらゆる関係につき完全な責任を負う。

4 3に規定する要件は、これらの領域外交換局及び国際郵便処理センターからの郵便物の受領について、名宛側の加盟国に等しく適用される。

5 加盟国は、領域外交換局及び国際郵便処理センターを通じて送達し、又は受領する郵便物に関する自国の政策を国際事務局に通報する。これらの情報については、連合のウェブサイト上で利用可能とする。

6 厳にこの条の規定を適用する場合に限り、「領域外交換局」とは、商業目的で設置され、自国の領域外の市場における取引の獲得を目的として、指定された事業体によって又は指定された事業体の責任の下に、他の加盟国又は地域の領域において運営される事務所又は施設をいう。「国際郵便処理センター」とは、郵袋を作成し、若しくは受領するため、又は他の指定された事業体との間で交換された国際郵便物の継越センターとして活動するため、交換された国際郵便物を取り扱う国際郵便処理施設をいう。

7 この条のいかなる規定も、領域外交換局又は国際郵便処理センター（自国の領域の外におけるこれらの設置及び運営に責任を有する指定された事業体を含む。）が、連合の文書との関係において所在国の指定された事業体と同じ状況に置かれていることを意味するものと解してはならず、また、当該領域外交換局

又は国際郵便処理センターを、これらが設置され、及び運営される領域における指定された事業体として認めるよう他の加盟国に対して法的義務を課するものと解してはならない。

## 第二部 業務の質に関する基準及び目標

### 第十四条 業務の質に関する基準及び目標

1 加盟国又はその指定された事業体は、自国宛ての通常郵便物及び小包郵便物の配達に関する基準及び目標をこの条約の施行規則に規定する適切な通報類集において定め、公表し、及び更新する。

2 1の基準及び目標については、通関に通常要する時間を考慮に入れるものとし、内国業務の相当する郵便物について適用される基準及び目標よりも不利なものとしてはならない。

3 差出側の加盟国又はその指定された事業体は、優先通常郵便物及び航空通常郵便物並びに平面路小包その他の小包の差出しから配達までの間の基準を定め、公表する。

4 加盟国又はその指定された事業体は、業務の質に関する基準の適用について評価する。

### 第三部 料金及び割増料金並びに郵便料金の免除

### 第十五条 料金

- 1 この条約に規定する各種の郵便業務に関する料金は、この条約及びその施行規則に定める原則に従い、自国の法令に依じて、加盟国又はその指定された事業者が定める。これらの料金は、原則として、これらの業務の提供に必要な費用と関係を有するものでなければならない。
- 2 差出側の加盟国又はその指定された事業者は、自国の法令に依じて、通常郵便物及び小包郵便物の運送に係る普通料金を定める。当該料金には、配達業務が名宛国において実施されているときは、郵便物の受取人の住所への配達の費用を含む。
- 3 適用する料金（連合の文書においてガイドラインの対象として定められているものを含む。）は、同様の性質（種類、数量、処理時間等）を有する郵便物につき内国制度において適用する料金を下回ってはならない。
- 4 加盟国又はその指定された事業者は、自国の法令に依じて、連合の文書においてガイドラインの対象として定められている料金を超える料金を適用することができる。
- 5 3に規定する料金の最低限度額以上であることを条件として、加盟国又はその指定された事業者は、その定めた料金を、自国の領域内で差し出される通常郵便物及び小包郵便物について、自国の法令の定める

ところにより引き下げて適用することができる。加盟国又はその指定された事業体は、特に、郵便物を多量に差し出す利用者に対して優遇料金を認めることができる。

6 連合の文書に規定する料金以外の郵便料金は、種類のいかんを問わず、利用者から徴収してはならない。

7 連合の文書に別段の定めがある場合を除くほか、指定された事業体は、徴収した料金を収得する。

## 第十六条 郵便料金の免除

### 1 原則

1.1 郵便料金の免除（郵便料金納付の免除）は、この条約に明文の定めのある場合に限って行う。もつとも、この条約の施行規則は、加盟国、指定された事業体又は限定連合が差し出し、かつ、郵便業務に關連する通常郵便物及び小包郵便物の郵便料金納付の免除並びにこれらの郵便物の継越料、到着料及び到着の割当料金の支払の免除について定めることができる。また、限定連合、加盟国又は指定された事業体宛てに万国郵便連合国際事務局が差し出す通常郵便物及び小包郵便物については、郵便料金を免除する。もつとも、差出側の加盟国又はその指定された事業体は、当該通常郵便物及び小包郵便物について

航空割増料金を徴収することができる。

2 捕虜及び抑留された文民

2.1 通常郵便物、小包郵便物及び郵便送金業務に係る郵便物であつて、捕虜が直接又はこの条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則に定める機関を通じて発受するものについては、郵便料金（航空割増料金を除く。）を免除する。中立国内に收容され、かつ、抑留されている交戦者は、この2.1の規定の適用上、捕虜とみなす。

2.2 2.1の規定は、通常郵便物、小包郵便物及び郵便送金業務に係る郵便物であつて、直接又はこの条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則に定める機関を通じ、戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約に規定する抑留された文民に宛てて他国から発出されるもの又はこれらの者が差し出すものについても適用する。

2.3 この条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則に定める機関も、2.1及び2.2に規定する者に関する通常郵便物、小包郵便物及び郵便送金業務に係る郵便物であつて、これらの機関が直接又は仲介者として発受するものについては、郵便料金の免除の利益を享受する。

2.4 2.1から2.3までの規定により郵便料金を免除される小包の差出しは、重量五キログラムを超えないものに限り認められる。内容品を分割することのできない小包及び捕虜に分配するために収容所又は捕虜の代表者に宛てた小包については、この最大限度を重量十キログラムとする。

2.5 指定された事業者の間の勘定の決済において、郵便業務の事務用小包及び捕虜又は抑留された文民が発受する小包については、航空小包に適用される航空運送料を除くほか、割当料金の割当てを行わない。

### 3 盲人用郵便物

3.1 差出側の指定された事業者の内国業務において引き受けることができる範囲内で、盲人のための機関に宛て、若しくは盲人のための機関から差し出され、又は盲人に宛て、若しくは盲人から差し出される盲人のための全ての郵便物については、航空割増料金を除くほか、郵便料金を免除する。

3.2 この条において、

3.2.1 「盲人」とは、自国において盲目であり、若しくは視覚に障害があるとして公式に登録され、又は世界保健機関の盲人若しくは視力の弱い者の定義に該当する全ての者をいう。

3.2.2 盲人のための機関とは、盲人のために業務を行い、又は公式に盲人を代表する全ての団体又は協会をいう。

3.2.3 盲人用郵便物には、音声を含むあらゆる形態の通信文及び刊行物並びに盲人が盲目であることから生ずる問題を克服することを支援するために作成され、又は調整された各種の器具又は用品であつて、この条約の施行規則に定めるものを含む。

#### 第四部 基礎業務及び追加の業務

##### 第十七条 基礎業務

1 加盟国は、その指定された事業者が通常郵便物を引き受け、取り扱い、運送し、及び配達することを確保する。

2 書類のみを包有する通常郵便物とは、次のものをいう。

2.1 重量二キログラムまでの優先郵便物及び非優先郵便物

2.2 重量二キログラムまでの書状、郵便葉書及び印刷物

2.3 重量七キログラムまでの盲人用郵便物

- 2.4 重量三十キログラムまでの同一名宛地の同一受取人に宛てた新聞紙、定期刊行物、書籍その他これらに類する印刷された書類を包有する「M郵袋」という特別の郵袋
- 3 物品を包有する通常郵便物とは、次のものをいう。
  - 3.1 重量二キログラムまでの優先小形包装物及び非優先小形包装物
  - 3.2 この条約の施行規則に定める重量七キログラムまでの盲人用郵便物
  - 3.3 この条約の施行規則に定める重量三十キログラムまでの同一名宛地の同一受取人に宛てた新聞紙、定期刊行物、書籍その他これらに類する印刷された書類を包有する「M郵袋」という特別の郵袋
- 4 通常郵便物は、この条約の施行規則に従って、郵便物の取扱速度及び郵便物の内容品の双方により分類される。
- 5 通常郵便物は、4に規定する分類の方法において、その型により、小型郵便物（P）、大型郵便物（G）、巨大郵便物（E）又は小形包装物（E）に分類することができる。大きさ及び重量の制限については、この条約の施行規則に定める。
- 6 2及び3に定める重量制限を超える重量制限は、この条約の施行規則に定める条件に従って、特定の種

類の通常郵便物について任意に適用する。

7 加盟国は、その指定された事業者が、重量二十キログラムまでの小包郵便物を引き受け、取り扱い、運送し、及び配達することを確保する。

8 重量二十キログラムを超える重量制限は、この条約の施行規則に定める条件に従って、特定の小包郵便物について任意に適用する。

#### 第十八条 追加の業務

1 加盟国は、次の義務的かつ追加の業務の提供を確保する。

1.1 自国から発送する航空通常郵便物及び優先通常郵便物に係る書留郵便業務

1.2 自国宛ての全ての書留通常郵便物に係る書留郵便業務

2 加盟国は、次の追加の業務を提供することを取り決めた指定された事業者の間において当該業務の提供を任意のものとして確保することができる。

2.1 通常郵便物及び小包に係る保険付郵便業務

2.2 通常郵便物及び小包に係る代金引換郵便業務

- 2.3 通常郵便物に係る追跡業務
- 2.4 書留通常郵便物及び保険付通常郵便物に係る受取人本人への手交業務
- 2.5 通常郵便物及び小包に係る料金・課金別納郵便物の配達業務
- 2.6 取扱困難な小包に係る業務
- 2.7 一の差出人から外国に宛てて多量に差し出される小包の発送業務
- 2.8 当初の差出人の承認に基づき、受取人が当該差出人への物品の返送を指示する場合における物品の返送業務
- 3 次の三の追加の業務は、義務的側面及び任意的側面のいずれも有する。
  - 3.1 基本的に任意である国際郵便料金受取人払業務。もともと、同業務の返信に係る業務については、全ての加盟国又はその指定された事業者がこれを確保する義務を負う。
  - 3.2 国際返信切手券業務。国際返信切手券は、全ての加盟国において引き換えることができる。ただし、その販売は、任意とする。
  - 3.3 書留通常郵便物、小包及び保険付郵便物の受取通知。全ての加盟国又はその指定された事業者は、自

国宛てのこれらの郵便物の受取通知を受理する。ただし、自国から発送するこれらの郵便物の受取通知に係る業務の提供は、任意とする。

4 1から3までの業務及びこれらの業務に係る料金については、この条約の施行規則に定める。

5 指定された事業者は、内国制度において次の業務について特別料金を徴収する場合には、この条約の施行規則に定める条件に従い、国際郵便物について、内国制度における料金と同額の料金を徴収することができる。

5.1 重量五百グラムを超える小形包装物についての配達

5.2 通常郵便物の締切時刻後の引受け

5.3 郵便物の窓口通常取扱時間外の引受け

5.4 差出人の住所からの取集

5.5 通常郵便物の窓口通常取扱時間外の交付

5.6 留置

5.7 重量五百グラムを超える通常郵便物（盲人用郵便物を除く。）の保管及び小包郵便物の保管

5.8 到着通知書への回答としての小包の配達

5.9 不可抗力による危険に対する負担

5.10 通常郵便物の窓口通常取扱時間外の配達

## 第五部 禁制並びに税関及び関税に係る事項

### 第十九条 引き受けられない郵便物及び禁制

## 1 総則

1.1 この条約及びその施行規則に定める条件を満たさない郵便物は、引き受けない。詐欺行為を意図して又は支払うべき料金を故意に支払うことなく差し出された郵便物は、引き受けない。

1.2 この条に規定する禁制の例外は、この条約の施行規則に定める。

1.3 全ての加盟国又はその指定された事業体は、この条に規定する禁制の範囲を拡大することができるものとし、また、適切な通報類集にその禁制を記載した後、直ちに適用することができる。輸入（又は継越し）を禁止し又は条件付で認める物品の表の拡大又は修正を希望する加盟国又はその指定された事業体は、国際事務局に通知し、同事務局は、それに応じて適切な通報類集を更新する。

2 いずれの種類郵便物にも入れてはならないもの

2.1 次の物品は、いずれの種類郵便物にも入れてはならない。

2.1.1 国際麻薬統制委員会が定める麻薬及び向精神薬並びに名宛国において禁止されているその他の不正な薬物

2.1.2 わいせつな又は不道徳な物品

2.1.3 偽造又は海賊版の物品

2.1.4 名宛国において輸入又は流布が禁止されているその他の物品

2.1.5 その性質上又はその包装のために、取扱者若しくは一般公衆に危害を及ぼし、又は他の郵便物、郵便設備若しくは第三者の所有する財産を汚染し、若しくは損傷するおそれのある物品

2.1.6 私的性質を有する書類であつて、その差出人及び受取人（これらの者の同居人を含む。）以外の者の間で交換されるもの

### 3 危険物

3.1 この条約及びその施行規則に規定する危険物は、いずれの種類郵便物にも入れてはならない。

3.2 不活性の爆発装置及び不活性の軍用の弾薬（不活性の擲弾、砲弾等を含む。）並びにこれらの模造品は、いずれの種類の種類郵便物にも入れてはならない。

3.3 危険物は、相互に又は一方的に引き受けることについて同意を表明している加盟国の間において、国内の及び国際的な運送に関する規定及び規則に従うことを条件として、例外的に引き受けることができる。

#### 4 生きた動物

4.1 生きた動物は、いずれの種類郵便物にも入れてはならない。

4.2 次の動物は、例外的に、保険付郵便物を除く通常郵便物に入れることができる。

4.2.1 蜜蜂、水ひる及び蚕

4.2.2 害虫に寄生し、及び害虫を捕食する虫であつて、害虫駆除の用に供し、かつ、公認の施設の間で交換するもの

4.2.3 生物医学の研究のために用いられるショウジョウバエ科のハエであつて公認の施設の間で交換されるもの

- 4.3 次の動物は、例外的に小包に入れることができる。
  - 4.3.1 生きた動物。ただし、生きた動物の郵便による運送が関係国の郵便規則及び国内法令により認められる場合に限る。
- 5 小包における通信文の包有
  - 5.1 次のものは、小包郵便物に入れてはならない。
    - 5.1.1 記録文書を除く通信文であつて、その差出人及び受取人（これらの者の同居人を含む。）以外の者  
の間で交換されるもの
- 6 硬貨、銀行券その他の貴重品
  - 6.1 硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品は、次の郵便物に入れてはならない。
    - 6.1.1 保険付通常郵便物以外の通常郵便物
      - 6.1.1.1 ただし、差出国及び名宛国の法令上認められる場合には、これらの物品を封筒に納め封かんの  
上、書留郵便物として発送することができる。

6.1.2 保険付小包以外の小包。ただし、差出国及び名宛国の法令上認められる場合は、この限りでない。

6.1.3 保険付小包以外の小包であって保険付小包業務を行う二国の間で交換されるもの

6.1.3.1 さらに、加盟国又は指定された事業者は、保険付小包であるか否かを問わず、自国の領域から発

送され、若しくは自国の領域に到着する小包又は自国の領域を経由して開袋で継ぎ越される小包に金の地金を入れることを禁止し、及びこのような小包の内容品を一定の実価以下のものに限定することができるといえる。

## 7 印刷物及び盲人用郵便物

7.1 印刷物及び盲人用郵便物については、通信文の要素の記載をしてはならず、また、このような要素を有する書類を包有してはならない。

7.2 印刷物及び盲人用郵便物については、消印した若しくは消印していない郵便切手若しくは料金納付用証票又は有価証券を包有してはならない。ただし、郵便物が、その返信のため、郵便物の差出人又は差出国若しくは名宛国におけるその代理人の住所が印刷され、かつ、郵便料金が前納されている郵便葉書、封筒又は帯紙を同封する場合を除く。

8 誤って引き受けられた郵便物の取扱い

8.1 誤って引き受けられた郵便物の取扱いについては、この条約の施行規則に定める。ただし、  
2.1.1、2.1.2、

3.1 及び 3.2 に規定する物品を包有する郵便物は、いかなる場合にも、名宛地に送達せず、受取人に配達せず、また、差出元に返送しない。  
2.1.1 に規定する物品が継越しの際に郵便物の中から発見された場合に

は、この郵便物は、継越国の国内法令に従って取り扱われる。3.1 及び 3.2 に規定する物品が運送途上において発見された場合には、関係する指定された事業者は、郵便物からこれらの物品を取り除き、廃棄することができる。当該指定された事業者は、引き受けられない物品の除去に関する情報を送付し、及び当該郵便物の残りを送達することができる。

## 第二十条 税関検査及び関税その他の課金

1 差出国の指定された事業者及び名宛国の指定された事業者は、自国の法令の定めるところにより、郵便物を税関検査に付することができる。

2 税関検査に付される郵便物に対しては、この条約の施行規則に定める額を基準とする通関料を郵便料金として課することができる。この通関料は、関税その他同様の性質を有する課金を課された郵便物の通関

についてのみ徴収される。

3 利用者のために郵便物の通関手続を代行することについて許可を得た指定された事業体は、利用者の名において、又は名宛国の指定された事業体の名において、業務の実際の費用に基づく料金を利用者から徴収することができる。この料金は、自国の法令に従い、税関で申告された全ての郵便物（関税を免除されたものを含む。）について徴収することができる。利用者は、徴収される料金について事前に適正に通知されるものとする。

4 指定された事業体は、関税その他の全ての課金を郵便物の差出人又は受取人から徴収することができる。

## 第六部 責任

### 第二十一条 調査請求

1 指定された事業体は、調査請求が、郵便物の差出しの日の翌日から起算して六箇月以内に利用者から提出されることを条件として、自己の又は他の指定された事業体の業務として取り扱った小包、書留郵便物又は保険付郵便物に関する調査請求を受理する義務を負う。指定された事業体間の調査請求の伝達及び

取扱いは、この条約の施行規則に定める方法によって行う。六箇月という期間は、請求者が指定された事業体に調査請求を行うまでの期間をいい、指定された事業体との調査請求の送達の期間を含まない。

2 調査請求の料金は、無料とする。ただし、EMS業務による調査請求の送達を請求された場合には、追加の費用は、原則として請求者が負担する。

## 第二十二條 指定された事業体の責任及び賠償金

### 1 総則

1.1 次条に規定する場合を除くほか、指定された事業体は、次の事項について責任を負う。

1.1.1 書留郵便物、普通小包（電子商取引により生ずる郵便物の配達の区分に属するもの（以下「ECOMPRO小包」という。）を除く。その仕様については、この条約の施行規則に定める。）及び保険付郵便物に関しては、これらの郵便物の亡失、盗取又は損傷

1.1.2 配達不能の理由が示されていない書留郵便物、保険付郵便物及び普通小包に関しては、その返送

1.2 指定された事業体は、1.1.1及び1.1.2に規定する郵便物以外の郵便物（ECOMPRO小包を含む。）については、責任を負わない。

1.3 指定された事業体は、この条約に定めのない場合については、責任を負わない。

1.4 書留郵便物、普通小包又は保険付郵便物の亡失又は全面的損傷が不可抗力によるものであるために賠償金が支払われない場合には、差出人は、当該郵便物の差出しのために納付した料金（保険料を除く。）の還付を請求する権利を有する。

1.5 支払うべき賠償金の額は、この条約の施行規則に定める額を超えることができない。

1.6 責任を負う場合には、間接の損害、実現されなかった利益及び精神的損害については、支払うべき賠償金の額の計算に当たっては、考慮しない。

1.7 指定された事業体の責任に関する全ての規定は、厳密であり、義務的であり、かつ、網羅的なものとする。指定された事業体は、いかなる場合（重大な過失があった場合を含む。）においても、この条約及びその施行規則に定める限度を超える責任を負わない。

## 2 書留郵便物

2.1 差出人は、書留郵便物の亡失、全部の盗取又は全面的損傷の場合には、この条約の施行規則に定める額の賠償金を請求する権利を有する。差出人が同施行規則に定める額を下回る額を請求する場合には、

指定された事業体は、当該下回る額を支払い、これに基づき他の関係する指定された事業体から償還を受けることができる。

2.2 差出人は、書留郵便物の部分的盗取又は部分的損傷の場合には、原則として、盗取又は損傷の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。

### 3 普通小包

3.1 差出人は、普通小包の亡失、全部の盗取又は全面的損傷の場合には、この条約の施行規則に定める額の賠償金を請求する権利を有する。差出人が同施行規則に定める額を下回る額を請求する場合には、指定された事業体は、当該下回る額を支払い、これに基づき他の関係する指定された事業体から償還を受けることができる。

3.2 差出人は、普通小包の部分的盗取又は部分的損傷の場合には、原則として、盗取又は損傷の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。

3.3 指定された事業体は、小包の重量のいかんを問わず小包一個ごとに、この条約の施行規則に定める額を相互に適用することを取り決めることができる。

#### 4 保険付郵便物

4.1 差出人は、保険付郵便物の亡失、全部の盗取又は全面的損傷の場合には、原則として、保険金額の特  
別引出権（SDR）による額に相当する賠償金を請求する権利を有する。

4.2 差出人は、保険付郵便物の部分的盗取又は部分的損傷の場合には、原則として、盗取又は損傷の実額  
に相当する賠償金を請求する権利を有する。賠償金の額は、いかなる場合にも、保険金額のSDRによ  
る額を超えることができない。

5 差出人は、書留通常郵便物又は保険付通常郵便物が配達不能の理由が示されずに返送された場合には、  
当該郵便物の差出しのために納付した料金のみを還付を請求する権利を有する。

6 差出人は、小包が配達不能の理由が示されずに返送された場合には、差出国での当該小包の差出しのた  
めに納付した料金及び名宛国からの当該小包の返送によって発生した費用の還付を請求する権利を有す  
る。

7 2から4までの規定が適用される場合には、賠償金は、郵便物の運送が引き受けられた場所及び時期に  
おける当該郵便物の内容品と同種の物品のSDRに換算した時価を基礎として計算する。時価がない場合

には、賠償金は、当該場所及び時期において評価される当該同種の物品の通常の価値を基礎として計算する。

8 書留郵便物、普通小包又は保険付郵便物の亡失、全部の盗取又は全面的損傷について賠償金が支払われる場合には、差出人又は場合により受取人は、これらの郵便物の差出しのために納付した料金及び課金（書留料及び保険料を除く。）の還付を請求する権利を有する。受取人が不良状態を理由として受取を拒絶した書留郵便物、普通小包及び保険付郵便物に関しても、当該不良状態が指定された事業者の責めに帰せられ、かつ、当該指定された事業者が当該不良状態について責任を負う場合には、同様とする。

9 盗取され、損傷し、又は亡失した書留郵便物、普通小包又は保険付郵便物の賠償金については、差出人が自己の権利を受取人のために書面により放棄した場合には、2から4までの規定にかかわらず、受取人が当該賠償金を請求する権利を有する。差出人と受取人とが同一の場合には、その放棄を要しない。

10 差出側の指定された事業者は、自国の差出人に対し、書留郵便物及び保険付小包以外の小包について自国の法令に定める賠償金を、その額が2.1及び3.1に規定する賠償金の額を下回らないことを条件として、支払うことができる。名宛側の指定された事業者が受取人に対し賠償金を支払う場合についても、同様とす

る。ただし、次の事項については、2.1及び3.1に規定する額を適用する。

10.1 責任を有する指定された事業体に対する求償

10.2 差出人の権利の受取人のための放棄

11 二国間の合意がある場合を除くほか、調査請求の期限の徒過及び指定された事業体に対する賠償金の支払（この条約の施行規則に定める期間及び条件を含む。）に関するいかなる留保も、付することができない。

#### 第二十三条 加盟国及び指定された事業体の免責

1 指定された事業体は、書留郵便物、小包又は保険付郵便物であって、これらと同種の郵便物について自己の規則に定める条件に従って配達したものについては、責任を負わない。ただし、次の場合には、責任を負う。

1.1 郵便物の盗取又は損傷が配達の前に又は配達の際に確認された場合

1.2 自国の規則により認められる場合において、盗取され、又は損傷した郵便物の配達を受ける際に受取人（差出元への返送の場合にあつては、差出人）が留保を付したとき。

- 1.3 自国の規則により認められる場合において、書留郵便物が郵便受箱に配達された後、受取人が当該書留郵便物を受領していないことを申し出たとき。
- 1.4 受取人（差出元への返送の場合にあつては、差出人）が、小包又は保険付郵便物を正規に受領した場合においても、当該小包又は保険付郵便物を配達した指定された事業者に対し損害を発見した旨を遅滞なく申し出て、盗取又は損傷が配達後に生じたものでないことを立証したとき。「遅滞なく」の語は、国内法令に従つて解釈する。
- 2 加盟国及び指定された事業者は、次の場合には、責任を負わない。
  - 2.1 第十八条5.9の規定が適用される場合を除くほか、不可抗力による場合
  - 2.2 加盟国及び指定された事業者の責任に関して別段の証拠がなく、かつ、加盟国及び指定された事業者が不可抗力による業務書類の損傷のために郵便物について説明することができない場合
  - 2.3 損害が差出人の過失若しくは怠慢又は内容品の性質から生じたものである場合
  - 2.4 郵便物が第十九条の禁制に抵触する場合
  - 2.5 郵便物が名宛国の法令に基づいて差し押さえられた場合において、その旨を名宛側の加盟国又はその

指定された事業者が通報したとき。

2.6 保険付郵便物につき、内容品の実価を超える保険金額の詐欺表記がされている場合

2.7 差出人が郵便物の差出しの日の翌日から起算して六箇月以内に調査請求を行わなかった場合

2.8 捕虜又は抑留された文民が発受する小包である場合

2.9 差出人が、賠償金を受け取る目的で不正な意図をもって行動した疑いがある場合

3 加盟国及び指定された事業者は、税関への申告の内容（形式のいかんを問わない。）について、及び税関検査に付される郵便物の検査の際に税関の行った決定について、いかなる責任も負わない。

#### 第二十四条 差出人の責任

1 郵便物の差出人は、運送を認められない物品の差出しにより、又は郵便物の引受条件を遵守しなかったことにより、郵便の取扱者が被った身体の傷害並びに他の郵便物及び郵便設備に与えた全ての損害について責任を負う。

2 差出人は、他の郵便物に損害を与えた場合には、損傷した郵便物に対し指定された事業者が負う責任の限度まで責任を負う。

3 差出人は、差出局が1に規定する傷害及び損害をもたらした郵便物を引き受けた場合においても、責任を負う。

4 差出人は、郵便物の引受条件を遵守していた場合には、その引受け後の郵便物の取扱いにおいて指定された事業者又は運送事業者に過失又は怠慢があったときに限り、責任を負わない。

#### 第二十五条 賠償金の支払

1 賠償金の支払並びに料金及び課金の還付の義務は、差出側の指定された事業者又は場合により名宛側の指定された事業者が負う。この場合において、責任を負う指定された事業者に対する求償権は、害されない。

2 差出人は、賠償金を請求する権利を受取人のために放棄することができる。差出人又は差出人が放棄した場合には受取人は、自国の法令上認められる場合には、第三者に対し賠償金の受取を認めることができる。

#### 第二十六条 差出人又は受取人からの賠償金の回収

1 亡失したものと認められた書留郵便物、小包又は保険付郵便物（このような郵便物の内容品の一部を含む

む。)が賠償金の支払の後に発見された場合には、差出人又は場合により受取人に対し、当該郵便物は三箇月間保管され、支払われた賠償金の返付と引換えに当該郵便物を受け取ることができ旨を通知し、同時に、当該郵便物を交付すべき者について照会する。差出人が受取を拒絶し、又は所定の期間内に回答を行わなかった場合には、受取人に対し、受取人が受取を拒絶し、又は所定の期間内に回答を行わなかった場合にあつては差出人に対して同様の措置をとる。この場合において、回答のための期間は、同一とする。

2 差出人及び受取人が、郵便物を受け取ることを放棄した場合又は1に定める期間内に回答を行わなかった場合には、当該郵便物は、損害を負担した一の指定された事業者又は適当な場合には二以上の指定された事業者の所有に帰する。

3 保険付郵便物が賠償金の支払の後に発見され、かつ、その内容品が支払われた賠償金の額よりも低い価値のものであると認定された場合には、差出人又は場合により受取人は、当該保険付郵便物の交付を受けることと引換えに当該支払われた賠償金を返付する。ただし、このことにより保険金額の詐欺表記に対する措置をとることが妨げられるものではない。

## 第七部 補償金

## A 継越料

## 第二十七条 継越料

二の指定された事業者の間又は同一加盟国の二の郵便局の間で他の指定された事業者の業務（第三国業務）の仲介によって交換される閉袋及び開袋継越郵便物については、継越料を支払う。継越料は、陸路継越し、海路継越し及び航空路継越しの業務の実施に対する報酬とする。この原則は、誤送された郵便物及び線路を誤った郵袋についても適用される。

## B 到着料

## 第二十八条 到着料についての総則

1 この条約の施行規則に定める免除の規定が適用される場合を除くほか、他のいずれかの指定された事業者から通常郵便物を受領した指定された事業者は、受領した国際郵便物に係る費用に対する補償金を差出側の指定された事業者から受け取る権利を有する。

2 国及び地域は、その指定された事業者による到着料に関する規定の適用のため、大会議の決議C七／二

○一六により大会議が作成した表に従い、次のように分類される。

2.1 二千十年より前に目標制度に参加した国及び地域（第Ⅰ集団）

2.2 二千十年及び二千十二年の時点において目標制度に参加した国及び地域（第Ⅱ集団）

2.3 二千十六年以降に目標制度に参加した国及び地域（第Ⅲ集団）

2.4 移行制度に参加している国及び地域（第Ⅳ集団）

3 到着料の支払に関するこの条約の規定は、移行期間の満了の時に各国ごとの固有の要素を考慮した補償方式に移行する上での暫定的な措置について定めるものである。

#### 4 内国制度の直接利用

4.1 原則として、二千十年より前に目標制度に参加した国の指定された事業体は、内国制度における料金その他の条件を、国内の利用者と同一の条件により他の指定された事業体が利用することができるようにする。名宛側の指定された事業体は、差出側の指定された事業体が直接利用の条件を満たしているか否かを判断する。

4.2 二千十年より前に目標制度に参加した国の指定された事業体は、内国制度における料金その他の条件

を、国内の利用者と同一の条件により二千十年より前に目標制度に参加した国の他の指定された事業体が利用することができるようにしなければならない。

- 4.3 二千十年以降に目標制度に参加した国の指定された事業体は、二年の試験的な期間の間、相互主義に基づき、内国制度の条件を限られた数の指定された事業体を利用することができるようにすることができる。当該期間が満了した後、当該二千十年以降に目標制度に参加した国の指定された事業体は、内国制度の条件を利用することができなくなるか、その後は内国制度の条件を全ての指定された事業体が継続的に利用することができるようにするか、のいずれかを選択しなければならない。また、二千十年以降に目標制度に参加した国の指定された事業体は、二千十年より前に目標制度に参加した国の指定された事業体に対し、内国制度の条件の適用を要求する場合には、内国制度における料金その他の条件を、国内の利用者と同一の条件により全ての指定された事業体を利用することができるようにしなければならない。

- 4.4 移行制度に参加している国の指定された事業体は、他の指定された事業体に対し、内国制度の条件を利用することができなくなることを選択できる。この場合において、当該移行制度に参加している国の

指定された事業体は、二年の試験的な期間の間、相互主義に基づき、内国制度の条件を限られた数の指定された事業体が利用することができるようにすることができる。当該期間が満了した後、当該移行制度に参加している国の指定された事業体は、内国制度の条件を利用することができなくなるか、その後は内国制度の条件を全ての指定された事業体が継続的に利用することができるようにするか、のいずれかを選択しなければならない。

5 到着料は、名宛国における業務の質に係る達成度に基づくものとする。郵便業務理事会は、監視システムに参加することを奨励し、及び業務の質に関する目標を達成した指定された事業体に報いるため、次条から第三十一条までに定める補償金に加えて追加の補償金の支払を認めることができる。また、同理事会は、業務の質が不十分な場合には、補償金を減額することができる。ただし、補償金は、第三十条及び第三十一条に定める最低の補償金を下回ることとはできない。

6 指定された事業体は、1に規定する補償金の全部又は一部を放棄することができる。

7 重量が五キログラム未満のM郵袋については、到着料の計算においては重量五キログラムとみなす。M郵袋について適用する到着料率は、次のとおりとする。

- 7.1 二千二十二年については、重量一キログラムにつき一・〇一六SDR
- 7.2 二千二十三年については、重量一キログラムにつき一・〇四四SDR
- 7.3 二千二十四年については、重量一キログラムにつき一・〇七三SDR
- 7.4 二千二十五年については、重量一キログラムにつき一・一〇三SDR
- 8 書留郵便物一通当たりの追加の補償金は、二千二十二年については一・四六三SDR、二千二十三年については一・五二九SDR、二千二十四年については一・五九八SDR、二千二十五年については一・六七七SDRとする。保険付郵便物一通当たりの追加の補償金は、二千二十二年については一・七七七SDR、二千二十三年については一・八五七SDR、二千二十四年については一・九四一SDR、二千二十五年については二・〇二八SDRとする。郵便業務理事会は、提供される業務がこの条約の施行規則に定める追加的な特性を含む場合には、これらの業務及び他の補足的な業務のために補償金の補足を認めることができる。
- 9 追跡郵便物一通当たりの追加の補償金は、この条約の施行規則に定める条件に従うことを条件として、
- ・四〇〇SDRとする。郵便業務理事会は、この条約の施行規則に従い、情報の電子的な送信に係る達

成度に応じて、追跡郵便物のために補償金の補足を認めることができる。

10 二国間の別段の合意がある場合を除くほか、バーコード付識別子が付されていない小形包装物、書留郵便物、保険付郵便物及び追跡郵便物又は連合の技術標準S10に適合しないバーコード付識別子が付された小形包装物、書留郵便物、保険付郵便物及び追跡郵便物の一通当たりの追加の補償金は、〇・五SDRとする。

11 郵便業務理事会は、物品を包有する通常郵便物についての事前の電子データの提供に関する要求に対する指定された事業者の適合の程度に応じて、補償金の補足又は減額を認めることができる。

12 返送された配達不能の通常郵便物の補償金については、この条約の施行規則に定める。

13 到着料の計算においては、この条約の施行規則に定める条件に従って大量に差し出される通常郵便物を「大量郵便物」といい、場合に応じて次条から第三十一条までの規定に従い、補償金が支払われる。

14 指定された事業者は、二者間又は多数者間の取決めにより、到着料の勘定の決済につきその他の補償方式を適用することができる。

15 指定された事業者は、任意に、優先郵便物の到着料率に十パーセントの割引率を適用した到着料率で、

非優先郵便物を交換することができる。

16 目標制度に参加している国の指定された事業者の間で適用される規定は、目標制度に参加する旨の希望を表明する国であつて、移行制度に参加しているものの指定された事業者について適用する。郵便業務理事会は、この条約の施行規則において暫定的な措置を定めることができる。目標制度に関する全ての規定は、新たに目標制度に参加する国の指定された事業者であつて、暫定的な措置を経ずに当該全ての規定を適用する旨の希望を表明するものについて適用することができる。

#### 第二十九条 巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）の到着料の料率に係る自己申告

1 次条及び第三十一条の規定にかかわらず、指定された事業者は、二千二十一年以降の年に効力を生ずる料率に関し、巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に適用する一通当たりの自己申告料率及び重量一キログラムごとの自己申告料率であつて現地通貨又はSDRで表示されるものを、それらの自己申告料率が適用される暦年の前年の六月一日を期限として国際事務局に通報することができる。同事務局は、毎年、現地通貨で通報された自己申告料率をSDRに換算する。同事務局は、SDRによる料率を計算するため、自己申告料率が適用される年の前年の三月三十一日までの五箇月の期間に収集されたデータに基づく

為替相場の月ごとの平均を用いる。算出された料率は、遅くとも自己申告料率が適用される年の前年の七月一日までに同事務局の回章によって通報される。この条約又はその施行規則における巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）への言及又はこれらに適用する料率の計算に当たっては、適当な場合には、巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）の自己申告料率をいうものとする。さらに、指定された事業体は、適当な料率の上限の計算に資するため、同様の業務に適用される内国料金を同事務局にそれぞれ通報する。

1.1 及び 1.2 及び 1.3 の規定が適用されることを条件として、自己申告料率は、次のとおりとする。

1.1.1 巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）の平均重量を百五十八グラムとした上で、1.2 の規定に従って得られる国別の料率の上限を超えてはならない。

1.1.2 指定された事業体が内国業務において巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に相当するものとして取り扱う郵便物については、自己申告料率が適用される年の前年の六月一日に有効な一通当たりの内国料金の七十パーセント又は当該内国料金に 8 の規定の適用による割合を乗じた額を基礎とする。

1.1.3 指定された事業体が内国業務において大きさの上限及び型を定めている巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）については、有効な一通当たりの内国料金を基礎とする。

1.1.4 全ての指定された事業体に通報される。

1.1.5 巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）についてのみ適用する。

1.1.6 一の国から他の一の国に宛てた郵便物の流れの年間総重量が百トンを超えない場合には、当該流れが移行制度に参加している国から目標制度に参加している国に宛てたものであるとき及び移行制度に参加している国の間のものであるときを除くほか、当該流れのうち全ての巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）の流れに適用する。

1.1.7 一の国から他の一の国に宛てた郵便物の流れの年間総重量が二十五トンを超えない場合には、当該流れが二十年、二十二年又は二十六年の時点において目標制度に参加した国の間のものであるとき及びこのような国から二十年より前に目標制度に参加した国に宛てたものであるときを除くほか、当該流れのうち全ての巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）の流れに適用する。

1.2 巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に適用する一通当たりの自己申告料率及び重量一キログラムごとの自己申告料率は、十一パーセント（同様の内国業務において、重量二十グラム、三十五グラム、七十五グラム、百七十五グラム、二百五十グラム、三百七十五グラム、五百グラム、七百五十グラム、千グラ

ム、千五百グラム及び二千グラムの巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）にそれぞれ適用される優先郵便物一通当たりの料金（税金を控除したもの）の七十パーセント又は当該料金に8の規定の適用による割合を乗じた額に相当する点）の線形回帰によって決定される国別の料率の上限を超えてはならない。

1.2.1 自己申告料率が国別の料率の上限を超えているか否かを判断するため、巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）の一通当たりの重量を百五十八グラムとした上で、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数に基づいて平均収入を計算することによって確認を行う。巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）の一通当たりの平均重量を百五十八グラムとした場合において、自己申告料率が国別の料率の上限を超えるときは、一通当たりの料率の上限及び重量一キログラムごとの料率の上限を適用する。これに代えて、対象となる指定された事業者は、自己申告料率を1.2の規定に適合する水準に引き下げることを選択することができる。

1.2.2 包装物の厚さに基づいて複数の内国料金が適用される場合には、重量二百五十グラムまでの郵便物については最も低い内国料金を、重量二百五十グラムを超える郵便物については最も高い内国料金を

用いる。

### 1.2.3

同様の内国業務において地帯別料金が適用される場合には、この条約の施行規則に定める中間の地点の料金を用いるものとし、隣接しない地帯についての内国料金は中間の地点の料金の計算から除外する。これに代えて、用いるべき地帯別料金の決定に当たっては、自国宛ての巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）が実際に移動した加重平均距離（直近の暦年のもの）に基づいて計算することができる。

### 1.2.4

同様の内国業務及びその料金が基礎業務の一部を成さない追加の業務（例えば、追跡、署名を伴う手交、保険）の要素を含み、かつ、これらの要素が1.2に規定する全ての重量に関係する場合には、当該同様の内国業務における相当する追加の内国料金、当該追加の業務に係る料金又は連合の文書においてガイドラインの対象として定められている料金のうち最も低い料金を内国料金から控除する。追加の業務の全ての要素に係る控除の合計は、内国料金の二十五パーセントを超えてはならない。

### 1.3

1.2の規定に従って得られる国別の料率の上限を用いて計算された重量百五十八グラムの巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）についての収入が次に定める料率を用いて計算された同等の重量の同様の

郵便物についての収入よりも低くなる場合には、自己申告料率は、次の料率を超えてはならない。

1.3.1 二千二十年については、一通当たり〇・六一四SDR及び重量一キログラムにつき一・三八一SD

R

1.3.2 二千二十一年については、一通当たり〇・六四五SDR及び重量一キログラムにつき一・四五〇S

DR

1.3.3 二千二十二年については、一通当たり〇・六七七SDR及び重量一キログラムにつき一・五二三S

DR

1.3.4 二千二十三年については、一通当たり〇・七一―SDR及び重量一キログラムにつき一・五九九S

DR

1.3.5 二千二十四年については、一通当たり〇・七四七SDR及び重量一キログラムにつき一・六七九S

DR

1.3.6 二千二十五年については、一通当たり〇・七八四SDR及び重量一キログラムにつき一・七六三S

DR

- 1.4 巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に適用する料率の自己申告に関する全ての追加の条件及び手続については、この条約の施行規則に定める。巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に関する同施行規則の他の全ての規定は、この条の規定に反しない限り、自己申告料率についても適用する。
- 1.5 移行制度に参加している国の指定された事業者は、自国宛ての郵便物の流れについての標本抽出に基づいて自己申告料率を適用することができる。
- 2 通報される自己申告料率は、1.2に定める料率の上限を考慮に入れることに加え、次に掲げる二千二十一年から二千二十五年までの各年についての収入の上限を超えてはならない。
  - 2.1 二千二十一年については、自己申告料率を基礎として計算される収入は、国別の料率の上限を基礎として計算される収入又は重量百五十八グラムの巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に関する二千二十年の収入を十五パーセント分増額したもの whichever is lower に相当するように定める。
  - 2.2 二千二十二年については、自己申告料率を基礎として計算される収入は、国別の料率の上限を基礎として計算される収入又は重量百五十八グラムの巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に関する二千二十一年の収入を十五パーセント分増額したもの whichever is lower に相当するように定める。

2.3 二千二十三年については、自己申告料率を基礎として計算される収入は、国別の料率の上限を基礎と

して計算される収入又は重量百五十八グラムの巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に関する二千二十二年の収入を十六パーセント分増額したもののいずれか低い方に相当するように定める。

2.4 二千二十四年については、自己申告料率を基礎として計算される収入は、国別の料率の上限を基礎として計算される収入又は重量百五十八グラムの巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に関する二千二十三年の収入を十六パーセント分増額したもののいずれか低い方に相当するように定める。

2.5 二千二十五年については、自己申告料率を基礎として計算される収入は、国別の料率の上限を基礎として計算される収入又は重量百五十八グラムの巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に関する二千二十四年の収入を十七パーセント分増額したもののいずれか低い方に相当するように定める。

3 二千二十一年以降に適用する料率については、郵便物一通当たりの自己申告料率と重量一キログラムごとの自己申告料率との間の比率は、当該比率の百分率の値の増減が前年の比率と比較して五を超えないものとする。7の規定に従って料率を自己申告し、又は9の規定に従って相互主義に基づき自己申告料率を適用する指定された事業体については、二千二十年に効力を有する比率は、二千二十年七月一日から設定

される一通当たりの自己申告料率及び重量一キログラムごとの自己申告料率を基礎とする。

4 この条の規定に基づいて料率を自己申告しないことを選択する指定された事業者は、次条及び第三十一条の規定を完全に適用する。

5 ある暦年について巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に適用する料率を自己申告することを選択した指定された事業者がその翌暦年について異なる自己申告料率を通報しない場合には、この条に定める条件を満たさない場合を除くほか、現行の自己申告料率が引き続き適用される。

6 国際事務局は、この条に規定する内国料金の減額に関して関係する指定された事業者から通報を受けるものとする。

7 1及び2の規定にかかわらず、二千二十年七月一日から、二千十八年における自国宛ての通常郵便物の年間総重量が七万五千トン（国際事務局に提供される関連する公式の情報その他公に利用可能な情報であつて同事務局が評価するものによる。）を超える加盟国の指定された事業者は、巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に適用する料率を自己申告することができる。ただし、<sup>1.1.6</sup>及び<sup>1.1.7</sup>に規定する自己申告料率の適用の対象から除外されている郵便物の流れについては、この限りでない。当該指定された事業者

は、また、当該加盟国への、当該加盟国からの及び当該加盟国と他の国との間における郵便物の流れについて、2に定める収入の増加に係る制限を適用しない権利を有する。

8 7の規定に基づく選択をする指定された事業体を監督する権限のある当局が、巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）の取扱い及び配達の費用の全部を賄うため、二十二年より後に適用される当該指定された事業体の自己申告料率は一通当たりの費用と料金との比率であつて内国料金の七十パーセントを超えるものを基礎としなければならないことを決定する場合には、当該指定された事業体の費用と料金との比率は、七十パーセントを超えることができる。ただし、当該比率は、七十パーセント又は現在有効な自己申告料率の計算に用いている費用と料金との比率のいずれか高い方の百分率の値に一を加えた値を超えてはならず、かつ、八十パーセントを超えてはならない。また、当該指定された事業体が1の規定に従つて国際事務局に対して行う通報とともに全ての補足的な情報を提供することを条件とする。当該指定された事業体は、自国の権限のある当局の決定に基づいてその費用と料金との比率を引き上げる場合には、公表のため、遅くとも引き上げた比率を適用する年の前年の五月一日までに、当該比率を国際事務局に通報する。具体的な比率の計算に用いる費用及び収入に関するその他の仕様については、この条約の施行規則に

定める。

- 9 一の加盟国の指定された事業者が7の規定を援用する場合には、関連する他の全ての指定された事業者（<sup>1.1.6</sup>及び<sup>1.1.7</sup>の規定により自国から発送する郵便物の流れが自己申告料率の適用の対象から除外されているものを含む。）も、同様に、2に定める収入の増加に係る制限を受けることなく、当該一の加盟国の指定された事業者に対し、巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）の料率を自己申告することができる。8の規定は、関連する他の全ての指定された事業者にも適用される。この9の規定に基づいて自己申告料率を適用することを選択する関連する指定された事業者（その選択をしなければ<sup>1.1.6</sup>及び<sup>1.1.7</sup>の規定により自国から発送する郵便物の流れが自己申告料率の適用の対象から除外されているものを含む。）は、7の規定を援用した当該一の加盟国の指定された事業者との間で自己申告料率を相互に適用する。
- 10 7の規定を援用する全ての指定された事業者は、最初の自己申告料率が効力を生ずる暦年（7の規定に基づく選択が適用される暦年）から連続して五年間にわたり、一年につき八百万スイス・フラン、すなわち合計四千万スイス・フランの費用を連合に支払わなければならない。五年の期間の終了後は、この10の規定に従い、料率の自己申告のための他のいかなる支払も行われぬ。

- 10.1 10に定める費用は、次の方法に従ってのみ割り当てられる。千六百万スイス・フランは、7の規定を援用する指定された事業体と連合との間で作成される合意の書簡に従い、事前の電子データの提供及び郵便業務の保障に関する計画を実施するために、関連する連合の基金に割り当てられる。また、二千四百万スイス・フランは、当該指定された事業体と連合との間で作成される合意の書簡に従い、管理理事会が定める連合の長期的な責任に対する資金の提供のために、関連する連合の基金に割り当てられる。
- 10.2 10に定める費用は、一の加盟国の指定された事業体が他の指定された事業体による7の規定に基づく自己申告料率の選択の結果として9の規定に基づいて相互に自己申告料率を適用する場合には、当該一の加盟国の指定された事業体については、適用しない。
- 10.3 10に定める費用を支払う指定された事業体は、連合との間で作成される合意の書簡に従い、五回の毎年の支払が10.1に定めるとおり割り当てられることを条件として、毎年、国際事務局に対して、一年に支払う八百万スイス・フランの費用をどのように配分すべきかを明示する。当該指定された事業体は、連合との間で作成される合意の書簡に従い、10の規定に従って支払う費用に関する支出について適切な報告を受けるものとする。

11 7の規定に基づいて料率を自己申告することを選択し、又は9の規定に基づいて相互に自己申告料率を適用する指定された事業者は、これらの料率の導入の際に、無差別の原則に基づき、自国の規制当局の定める規則に従って作成する相互に受入れ可能な二者間の商業上の取決めを通じて、かつ、実行可能な範囲内で、差出側の連合加盟国の指定された事業者が名宛国の内国業務における同様の業務について既に公表されている料金であって分量及び距離に応じて調整されたものを利用することができるようにすることを検討すべきである。

12 この条の規定については、いかなる留保も付することができない。

第三十条 目標制度に参加している国の指定された事業者の間における郵便物の流れに適用される  
到着料についての規定

1 通常郵便物（大量郵便物を含み、M郵袋及び国際郵便料金受取人払郵便物を除く。）の補償金は、名宛国における取扱いの費用を反映した一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率の適用により設定される。普遍的な業務の提供の一部である内国制度における優先郵便物に適用される料金は、到着料率の計算のための参考とする。

- 2 目標制度における到着料率は、第十七条5の規定に基づく大きさ（型）による郵便物の分類を内国業務において適用する場合には、当該分類を考慮して計算する。
- 3 目標制度に参加する指定された事業体は、この条約の施行規則に定める条件に従い、型ごとに区分された郵袋を交換する。
- 4 国際郵便料金受取人払郵便物の補償金は、この条約の施行規則に定めるところによる。
- 5 一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率は、小型郵便物（P）及び大型郵便物（G）と巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）とで異なるものとする。小型郵便物（P）及び大型郵便物（G）の料率は、それぞれ、重量二十グラムの小型郵便物（P）の料金及び重量百七十五グラムの大型郵便物（G）の料金（付加価値税及び他の税金を控除したもの）の七十パーセントを基礎として計算する。巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）の料率は、重量三百七十五グラムの小型郵便物（P）及び大型郵便物（G）の料金（付加価値税及び他の税金を控除したもの）を基礎として計算する。
- 6 郵便業務理事会は、型ごとに区分された郵袋の交換のため、料率の計算のために適用する条件並びに業務、統計及び決済に必要な手続を定める。

7 目標制度に参加した国の間の郵便物の流れについていずれの年において適用される料率も、小型郵便物（P）及び大型郵便物（G）については重量三十七・六グラム、巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）については重量三百七十五グラムの通常郵便物に関し、前年と比較して十三パーセントを超える到着料に係る収入の増加をもたらすものであつてはならない。

8 二千十年より前に目標制度に参加した国の間の小型郵便物（P）及び大型郵便物（G）の流れに適用する料率は、次の料率を超えてはならない。

8.1 二千二十二年については、一相当たり〇・三八〇SDR及び重量一キログラムにつき二・九六六SD

R

8.2 二千二十三年については、一相当たり〇・三九九SDR及び重量一キログラムにつき三・一一四SD

R

8.3 二千二十四年については、一相当たり〇・四一九SDR及び重量一キログラムにつき三・二七〇SD

R

8.4 二千二十五年については、一相当たり〇・四四〇SDR及び重量一キログラムにつき三・四三四SD

R

9 目標制度に参加している国の間の巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）の流れに適用する料率は、次の料率を超えてはならない。

9.1 二千二十二年については、一通当たり○・八六四SDR及び重量一キログラムにつき一・九四二SD

R

9.2 二千二十三年については、一通当たり○・九五〇SDR及び重量一キログラムにつき一・一三六SD

R

9.3 二千二十四年については、一通当たり一・〇四五SDR及び重量一キログラムにつき一・三五〇SD

R

9.4 二千二十五年については、一通当たり一・一五〇SDR及び重量一キログラムにつき一・五八五SD

R

10 目標制度に参加している国の間の小型郵便物（P）及び大型郵便物（G）の流れに適用する料率は、次の料率を下回るものであつてはならない。

10.1 二千二十二年については、一通当たり〇・二七二SDR及び重量一キログラムにつき一・一二一SD

R

10.2 二千二十三年については、一通当たり〇・二九二SDR及び重量一キログラムにつき一・二八〇SD

R

10.3 二千二十四年については、一通当たり〇・三一四SDR及び重量一キログラムにつき一・四五一SD

R

10.4 二千二十五年については、一通当たり〇・三三〇SDR及び重量一キログラムにつき一・五七四SD

R

11 目標制度に参加している国の間の巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）の流れに適用する料率は、次の料率を下回るものであつてはならない。

11.1 二千二十二年については、一通当たり〇・六七七SDR及び重量一キログラムにつき一・五二三SD

R

11.2 二千二十三年については、一通当たり〇・七一一SDR及び重量一キログラムにつき一・五九九SD

R

11.3 二千二十四年については、一通当たり〇・七四七SDR及び重量一キログラムにつき一・六七九SD

R

11.4 二千二十五年については、一通当たり〇・七八四SDR及び重量一キログラムにつき一・七六三SD

R

12 二千十年及び二千十二年の時点において目標制度に参加した国の間並びにこのような国と二千十年より前に目標制度に参加した国との間の小型郵便物（P）及び大型郵便物（G）の流れに適用する料率は、次の料率を超えてはならない。

R

12.1 二千二十二年については、一通当たり〇・三四二SDR及び重量一キログラムにつき二・六七二SD

R

12.2 二千二十三年については、一通当たり〇・三七二SDR及び重量一キログラムにつき二・九〇五SD

12.3 二千二十四年については、一通当たり〇・四〇四SDR及び重量一キログラムにつき三・一五八SD

R

12.4 二千二十五年については、一通当たり〇・四四〇SDR及び重量一キログラムにつき三・四三四SD

R

13 二千十六年以降に目標制度に参加した国の間及びこのような国と二千十年より前に又は同年若しくは二千十二年の時点において目標制度に参加した国との間の小型郵便物（P）及び大型郵便物（G）の流れに適用する料率は、次の料率を超えてはならない。

R

13.1 二千二十二年については、一通当たり〇・三一三SDR及び重量一キログラムにつき二・四四三SD

R

13.2 二千二十三年については、一通当たり〇・三五一SDR及び重量一キログラムにつき二・七三八SD

R

13.3 二千二十四年については、一通当たり〇・三九三SDR及び重量一キログラムにつき三・〇六八SD

13.4 二千二十五年については、一通当たり〇・四四〇SDR及び重量一キログラムにつき三・四三四SD

14 二千十年、二千十二年又は二千十六年の時点において目標制度に参加した国の間及びこのような国と二千十年より前に目標制度に参加した国との間の年間総重量が五十トンを下回る郵便物の流れについては、郵便物の重量一キログラムごとの料率及び一通当たりの料率を組み合わせた料率は、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数（小型郵便物（P）及び大型郵便物（G）については重量〇・一四キログラムにつき三・九七通、巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）については重量〇・八六キログラムにつき五・四五通）に基づき、重量一キログラムごとの料率に変換する。

15 前条の規定に基づいて自己申告された巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に適用する到着料率は、この条に定める巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）の料率に代えて用いる。したがって、7、9及び11の規定は、適用しない。

16 二千十年より前に目標制度に参加した国に送付される大量郵便物の補償金は、場合に依りて5から11まで又は前条に定める一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率の適用により設定される。

17 二千十年及び二千十二年の時点において目標制度に参加した国並びに二千十六年以降に目標制度に参加

した国に送付される大量郵便物の補償金は、場合に応じて5及び10から13まで又は前条に定める一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率の適用により設定される。

18 この条の規定については、いかなる留保も付することができない。

第三十一条 移行制度に参加している国の指定された事業者への、このような国の指定された事業者からの及びこのような国の指定された事業者の間における郵便物の流れに適用される到着料についての規定

1 移行制度に参加している国の指定された事業者が目標制度に参加する準備のため、通常郵便物（大量郵便物を含み、M郵袋及び国際郵便料金受取人払郵便物を除く。）の補償金は、郵便物一通当たりの料率及び郵便物の重量一キログラムごとの料率を基礎として設定される。

2 第二十九条の規定に基づいて自己申告された巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に適用する到着料率を除くほか、前条1から3まで、5及び6の規定は、小型郵便物（P）、大型郵便物（G）、巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に適用する一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率の計算について適用する。

3 移行制度に参加している国への、このような国からの及びこのような国の間における郵便物の流れについていずれの年において適用される料率も、小型郵便物（P）及び大型郵便物（G）については重量三十七・六グラムの通常郵便物に関し、前年と比較して十五・五パーセントを超える到着料に係る収入の増加をもたらすものであってはならず、また、巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）については重量三百七十五グラムの通常郵便物に関し、前年と比較して十三パーセントを超える到着料に係る収入の増加をもたらすものであってはならない。

4 国際郵便料金受取人払郵便物の補償金は、この条約の施行規則に定めるところによる。

5 移行制度に参加している国への、このような国からの及びこのような国の間における小型郵便物（P）及び大型郵便物（G）の流れに適用する料率は、次の料率を超えてはならない。

5.1 二千二十二年については、一通当たり〇・二八五SDR及び重量一キログラムにつき二・二二七SD

R

5.2 二千二十三年については、一通当たり〇・三二九SDR及び重量一キログラムにつき二・五七三SD

R

5.3 二千二十四年については、一通当たり〇・三八〇SDR及び重量一キログラムにつき二・九七三SD

R

5.4 二千二十五年については、一通当たり〇・四四〇SDR及び重量一キログラムにつき三・四三四SD

R

6 移行制度に参加している国への、このような国からの及びこのような国の間における小型郵便物（P）及び大型郵便物（G）の流れに適用する料率は、次の料率を下回るものであってはならない。

6.1 二千二十二年については、一通当たり〇・二七二SDR及び重量一キログラムにつき二・一二一SD

R

6.2 二千二十三年については、一通当たり〇・二九二SDR及び重量一キログラムにつき二・二八〇SD

R

6.3 二千二十四年については、一通当たり〇・三一四SDR及び重量一キログラムにつき二・四五一SD

R

6.4 二千二十五年については、一通当たり〇・三三〇SDR及び重量一キログラムにつき二・五七四SD

R

7 第二十九条の規定に基づいて自己申告された巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に適用する到着料率を除くほか、2の規定に基づき、移行制度に参加している国への、このような国からの及びこのような国の間における巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）の流れに適用する料率は、次の料率を超えてはならない。

R

7.1 二千二十二年については、一通当たり〇・八六四SDR及び重量一キログラムにつき一・九四二SD

R

7.2 二千二十三年については、一通当たり〇・九五〇SDR及び重量一キログラムにつき一・一三六SD

R

7.3 二千二十四年については、一通当たり一・〇四五SDR及び重量一キログラムにつき一・三五〇SD

R

7.4 二千二十五年については、一通当たり一・一五〇SDR及び重量一キログラムにつき一・五八五SD

8 第二十九条の規定に基づいて自己申告された巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に適用する到着料率を除くほか、2の規定に基づき、移行制度に参加している国への、このような国からの及びこのような国の間における巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）の流れに適用する料率は、次の料率を下回るものであつてはならない。

8.1 二千二十二年については、一通当たり〇・六七七SDR及び重量一キログラムにつき一・五二三SD

R

8.2 二千二十三年については、一通当たり〇・七一―SDR及び重量一キログラムにつき一・五九九SD

R

8.3 二千二十四年については、一通当たり〇・七四七SDR及び重量一キログラムにつき一・六七九SD

R

8.4 二千二十五年については、一通当たり〇・七八四SDR及び重量一キログラムにつき一・七六三SD

R

9 第二十九条の規定に基づいて自己申告された巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に適用する到着料

率を除くほか、郵便物の重量一キログラムごとの料率及び一通当たりの料率を組み合わせた料率は、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数に基づき、重量一キログラムごとの料率に次のとおり変換する。

9.1 二千二十二年については、重量一キログラムにつき六・三七六SDRを下回るものであつてはならず、七・八二二SDRを超えてはならない。

9.2 二千二十三年については、重量一キログラムにつき六・七二九SDRを下回るものであつてはならず、八・六八一SDRを超えてはならない。

9.3 二千二十四年については、重量一キログラムにつき七・一〇五SDRを下回るものであつてはならず、九・六四一SDRを超えてはならない。

9.4 二千二十五年については、重量一キログラムにつき七・四五九SDRを下回るものであつてはならず、一〇・七一八SDRを超えてはならない。

10 第二十九条の規定に基づいて自己申告された巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に適用する到着料率を除くほか、差出側の指定された事業体及び名宛側の指定された事業体のいずれもが、料率の変更の仕

組みの枠内で、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数ではなく、郵便物の重量一キログラムに包有される実際の郵便物数に基づいた料率への変更を要請しない場合には、重量一キログラムごとの固定の料率を適用する。料率の変更の仕組みのための標本抽出については、この条約の施行規則に定める条件に従って行う。

11 移行制度に参加している国からの及びこのような国の間における年間総重量が百トンを下回る郵便物の流れについては、重量一キログラムごとの料率は、次のとおりとする。

11.1 二千二十二年については、重量一キログラムにつき六・三七六SDR

11.2 二千二十三年については、重量一キログラムにつき六・七二九SDR

11.3 二千二十四年については、重量一キログラムにつき七・一〇五SDR

11.4 二千二十五年については、重量一キログラムにつき七・四五九SDR

12 目標制度に参加している国から移行制度に参加している国への郵便物の流れの年間総重量が百トンを下回る場合において、第二十九条の規定に基づいて巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に適用する到着料率が自己申告されるときは、郵便物の重量一キログラムごとの料率及び一通当たりの料率を組み合わせ

た料率は、前条14に定める郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数に基づき、重量一キログラムごとの料率に変換する。ただし、当該郵便物の流れの年間総重量が五十トン以上の場合において、当該移行制度に参加している国が第二十九条1.5の規定に基づいて自国宛ての郵便物の流れについての標本抽出を行うときは、この限りでない。

13 移行制度に参加している国への、このような国からの及びこのような国における郵便物の流れの年間総重量が百トンを上回る場合において、第二十九条の規定に基づいて巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に適用する到着料率が自己申告され、かつ、名宛国が自国宛ての郵便物の流れについての標本抽出を行わないことを決定するときは、郵便物の重量一キログラムごとの料率及び一通当たりの料率を組み合わせ、前条14に定める郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数に基づき、重量一キログラムごとの料率に変換する。

14 11に規定する郵便物の流れを除くほか、第二十九条の規定に基づいて自己申告された巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に適用する到着料率は、この条に定める巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）の料率に代えて用いる。したがって、7から9までの規定は、適用しない。

15 10に定める料率を引き下げたための料率の変更は、移行制度に参加している国が目標制度に参加している国に対して料率の変更を請求しない限り、目標制度に参加している国が移行制度に参加している国に対して行うことができない。

16 移行制度に参加している国への、このような国からの及びこのような国の間における年間総重量が百トンを下回る郵便物の流れについては、関係する指定された事業者は、任意に、この条約の施行規則に定める条件に従い、型ごとに区分された郵便物を送付し、及び受領することができる。当該郵便物を交換する場合において、名宛国の指定された事業者が第二十九条の規定に基づく料率の自己申告をしないことを選択したときは、5から8までに定める料率を適用する。

17 目標制度に参加している国の指定された事業者への大量郵便物の補償金は、第二十九条又は前条に定める一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率の適用により設定される。受領した大量郵便物について、移行制度に参加している国の指定された事業者は、場合に依りて5から8まで又は第二十九条の規定に従って補償金を請求することができる。

18 この条の規定については、いかなる留保も付することができない。

第三十二条 業務の質を改善するための基金

1 到着料及び業務の質を改善するための基金（以下「基金」という。）に関連し、後発開発途上国に分類され、かつ、第IV集団に含まれる国に対して全ての国及び地域が支払う到着料（M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、後発開発途上国に分類され、かつ、第IV集団に含まれる国における業務の質を改善するための基金への支払のため、第二十九条又は前条に定める料率の二十パーセント分増額される。第IV集団の国に分類された国の間においては、その増額分の支払は、行わない。

2 第IV集団の国に分類された国（1に規定する後発開発途上国を除く。）に対して第I集団の国に分類された国及び地域が支払う到着料（M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、第IV集団の国に分類された国（1に規定する後発開発途上国を除く。）における業務の質を改善するための基金への支払のため、第二十九条又は前条に定める料率の十パーセント分増額される。

3 第IV集団の国に分類された国（1に規定する後発開発途上国を除く。）に対して第II集団の国に分類された国及び地域が支払う到着料（M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料

を除く。)は、第IV集団の国に分類された国(1に規定する後発開発途上国を除く。)における業務の質を改善するための基金への支払のため、第二十九条又は前条に定める料率の十パーセント分増額される。

4 第IV集団の国に分類された国(1に規定する後発開発途上国を除く。)に対して第III集団の国に分類された国及び地域が支払う到着料(M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。)は、第IV集団の国に分類された国(1に規定する後発開発途上国を除く。)における業務の質を改善するための基金への支払のため、第二十九条又は前条に定める料率の五パーセント分増額される。

5 第III集団の国に分類された国に対して第I集団から第III集団までの国に分類された国及び地域が支払う到着料(M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。)は、一パーセント分増額される。その増額分は、第II集団から第IV集団までの国に分類された国の業務の質を改善するために設立され、郵便業務理事会が定める手続に従って管理される共通基金に拠出される。

6 第III集団の国に分類された国に対して第I集団から第III集団までの国に分類された国及び地域が支払う到着料(M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。)は、〇・五パーセント分増額される。その増額分は、特に国際連合によって後発開発途上国に分類された第IV集団の

国の業務の質を改善するため、5に規定する共通基金の一部として設立され、郵便業務理事会が定める手続に従って管理される特別口座に拠出される。

7 1から4までの規定に基づいて拠出され、二千十八年に始まる四年の基金の基準年を通じて累積された資金であつて未使用のものは、5に規定する共通基金に移管される。ただし、郵便業務理事会が定める手続に従うものとする。この7の規定の適用上、当該四年の間に拠出された金額の最後の支払分を基金が受領してから二年の間に、基金が承認した業務の質を改善するための計画に使用されなかつた資金のみが、当該共通基金に移管される。

8 第IV集団の国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払に充てる到着料の合計は、各受益国について少なくとも年額二万SDRとする。この最低額に達するために必要な追加の資金は、第I集団から第III集団までの国に対し、交換する分量に応じて請求される。

9 郵便業務理事会は、基金の計画の資金調達のための手続を遅くとも二千二十一年十二月までに採択し、又は改定する。

### C 小包郵便の割当料金

## 第三十三条 小包郵便の陸路割当料金及び海路割当料金

1 二の指定された事業者の間で交換される小包（E C O M P R O小包を除く。）については、この条約の施行規則に定める小包一個当たりの基本料金率及び重量一キログラムごとの基本料金率を適用して計算した到着の陸路割当料金を課する。

1.1 指定された事業者は、1に規定する基本料金率を考慮して、この条約の施行規則に従い、小包一個当たりの追加の料金及び重量一キログラムごとの追加の料金を請求することができる。

1.2 1及び1.1に規定する陸路割当料金については、この条約の施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、差出国の指定された事業者が負担する。

1.3 到着の陸路割当料金は、各国の全領域について均一とする。

2 二の指定された事業者の間又は同一国の二の郵便局の間で一又は二以上の他の指定された事業者の陸運業務によって交換される小包については、当該陸運業務に参加する指定された事業者のため、この条約の施行規則に定める距離段階に応じた継越しの陸路割当料金を課する。

2.1 仲介する指定された事業者は、開袋継越小包につき一個ごとに、この条約の施行規則に定める単一の

陸路割当料金を請求することができる。

2.2 継越しの陸路割当料金については、この条約の施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、差出国の指定された事業者が負担する。

3 小包の海路運送に参加する指定された事業者は、海路割当料金を請求することができる。この海路割当料金については、この条約の施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、差出国の指定された事業者が負担する。

3.1 海路割当料金は、利用される各海運業務につき、この条約の施行規則に距離段階に応じて定める。

3.2 指定された事業者は、3.1の規定に従って計算される海路割当料金をその五十パーセントを限度として引き上げることができる。指定された事業者は、自己の裁量により、海路割当料金を引き下げることができる。

#### D 航空運送料

##### 第三十四条 航空運送料に関する基本料金率及び規定

1 航空運送に関する勘定の指定された事業者の間の決済について適用する基本料金率は、郵便業務理事会

が承認し、及びこの条約の施行規則に定める方式に従って国際事務局が計算する。物品の返送業務を通じて送付される小包の航空運送について適用する基本料金率は、この条約の施行規則の規定に従って計算する。

2 閉袋並びに開袋継越しの優先郵便物、航空通常郵便物及び航空小包並びに誤送された郵便物及び線路を誤った郵袋の航空運送料の計算並びに差引計算方法については、この条約の施行規則に定める。

3 全航空運送距離に係る運送料は、次の指定された事業体が負担する。

3.1 閉袋（一又は二以上の仲介を行う指定された事業体により継ぎ越される閉袋を含む。）については、差出国の指定された事業体

3.2 開袋継越しの優先郵便物及び航空通常郵便物（誤送されたものを含む。）については、これらを他の指定された事業体に引き渡す指定された事業体

4 3の規定は、陸路又は海路の継越料を免除される郵便物についても、これらの郵便物が航空路によって送達される場合には、適用する。

5 名宛側の指定された事業体は、自国内で国際郵便物の航空運送を行う場合には、これに利用する航空運

送路の加重平均距離が三百キロメートルを超えることを条件として、当該運送に係る追加の費用の償還を請求する権利を有する。郵便業務理事会は、加重平均距離に代えて他の関連する基準を用いることができる。当該費用は、その免除について取決めがある場合を除くほか、外国から到着する全ての優先郵袋及び航空郵袋につき、これらの郵袋に包有される郵便物が航空路によって継送されるか否かを問わず、均一とする。

6 もつとも、名宛側の指定された事業者が徴収する到着料が特別に自己の費用、内国料金又は第二十九条に定める自己申告料率を基礎とするものである場合には、国内航空運送に係る追加の費用の償還は、行われない。

7 名宛側の指定された事業者は、加重平均距離を計算するに当たっては、特別に自己の費用、内国料金又は第二十九条に定める自己申告料率を基礎として到着料が計算される全ての郵袋の重量を考慮に入れな

#### E 勘定の決済

第三十五条 国際郵便物の交換のための勘定の決済及び支払に関する特別規定

1 この条約に従って実施された業務に係る勘定の決済及び支払（郵便物の運送（配達を含む。）のための決済及び支払、名宛国における郵便物の取扱いのための決済及び支払並びに郵便物の亡失、盗取及び損傷を補償するための決済及び支払を含む。）は、この条約及び連合の他の文書の規定に基づき、また、これらの規定に従って行われる。これらの決済及び支払については、連合の文書に定める場合を除くほか、指定された事業者による書類の作成を要しない。

2 指定された事業者は、第三条に規定する普遍的な郵便業務の提供及び国際的な郵便ネットワークの健全性を確保するため、この条約に従って実施される業務について支払を行う。

F 継越料、航空運送料及び割当料金の決定

第三十六条 継越料、航空運送料及び割当料金の額を定めることについての郵便業務理事会の権限

1 郵便業務理事会は、この条約の施行規則に定める条件に従い、指定された事業者が支払う次の継越料、航空運送料及び割当料金を定める権限を有する。

1.1 一又は二以上の仲介国による通常郵便の郵袋の取扱い及び運送のための継越料

1.2 航空郵便物に適用する基本料金率及び航空運送料

- 1.3 到着小包（ECOMPRO小包を除く。）の取扱いのための到着の陸路割当料金
- 1.4 仲介国による小包の取扱い及び運送のための継越しの陸路割当料金
- 1.5 小包の海路運送のための海路割当料金
- 1.6 小包郵便による物品の返送業務の提供のための発送の陸路割当料金
- 2 改正は、業務を実施する指定された事業体に公平な報酬を確保する方法により、信頼し得るかつ代表的な経済上及び財務上のデータに基づくものとする。決定された改正は、郵便業務理事会が定める日に効力を生ずる。

## 第八部 任意の業務

### 第三十七条 EMS業務及び統合された物流管理業務

- 1 加盟国又は指定された事業者は、相互間でこの条約の施行規則に定める次の業務に参加することを取り決めることができる。
  - 1.1 書類及び物品用の郵便急送業務であり、かつ、物理的手段による郵便業務のうち最も迅速なものであるEMS業務。この業務は、EMS標準に関する多数国間の取決め又は二国間の合意に基づき提供する

ことができる。

1.2 利用者の物流管理に関する要求に十分応じ、かつ、物品及び書類の物理的な送達の前後の段階を含む統合された物流管理業務

### 第三十八条 電子郵便業務

1 加盟国又は指定された事業者は、相互間でこの条約の施行規則に定める次の電子郵便業務に参加することを取り決めることができる。

1.1 指定された事業者が電子的な通信文及び資料を送信する電子郵便業務である電子郵便物

1.2 電子的な通信文の差出しについての証明及び配達についての証明並びに認証された利用者間の安全な通信手段を提供する保障された電子郵便業務である書留電子郵便物

1.3 一又は二以上の当事者に関係する事実及び受け付けた日時を特定の様式で電子的に証拠となる方法により証明する電子郵便認証

1.4 認証された差出人による電子的な通信文の送付並びに認証された受取人のための電子的な通信文及び資料の配達及び保管を可能とする電子郵便受箱

## 第九部 最終規定

### 第三十九条 この条約及びその施行規則に関する議案の承認の条件

1 この条約に関する議案であつて大会議に提出されたものは、実施されるためには、投票権を有する加盟国であつて出席し、かつ、投票するものの過半数による議決で承認されなければならない。投票の際には、大会議に代表を出している加盟国であつて投票権を有するものの二分の一以上が出席していなければならない。

2 この条約の施行規則に関する議案は、実施されるためには、投票権を有する郵便業務理事会の理事国の過半数による議決で承認されなければならない。

3 この条約及びその最終議定書に関する議案であつて大会議から大会議までの間に提出されたものは、実施されるためには、次の数の賛成票を得なければならない。

3.1 改正に関する議案については、投票権を有する連合加盟国の二分の一以上が投票に参加することを条件として投票の三分の二以上

3.2 規定の解釈に関する議案については、投票の過半数

4 加盟国は、3.1の規定に従って採択された改正の通報の日から起算して九十日以内に、3.1の規定と同一の承認の条件及び次条の関係規定を準用することを条件として、当該改正に対する留保を提案することができらる。

#### 第四十条 大会議の際の留保

1 連合の趣旨及び目的と両立しない全ての留保は、認められない。

2 原則として、自国の見解が他の加盟国によって受け入れられない加盟国は、できる限り、多数の意見に従うよう努める。留保については、絶対に必要な場合にのみ付するものとし、適切な方法により正当な理由を提出する。

3 この条約に対する留保は、大会議内部規則の関係規定に従い、国際事務局の業務用言語のいずれか一の言語による書面により議案として大会議に提出する。

4 大会議に提出された留保は、有効なものとなるためには、当該留保が関係する規定の改正に必要な多数により承認されなければならない。

5 留保は、原則として、留保を付した加盟国と他の加盟国との間において、相互主義に基づいて適用す

る。

6 この条約に対する留保については、大会議の承認した議案に基づきこの条約の最終議定書に規定する。

第四十一条 この条約の効力発生及び有効期間

この条約は、二千二十二年七月一日に効力を生じ（例外として、第七部（補償金）の全ての規定は、二千二十二年一月一日に効力を生ずる。）、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便  
連合国際事務局は、その謄本一通を各加盟国に送付する。

二千二十一年八月二十六日にアビジャンで作成した。

## 万国郵便条約の最終議定書

万国郵便連合（以下「連合」という。）の加盟国政府の全権委員は、本日付けで作成された万国郵便条約（以下「条約」という。）に署名するに当たり、次のとおり協定した。

### 第一条 郵便物の帰属、取戻し及び宛名の変更又は訂正

1 条約第五条1及び2の規定は、アンティグア・バーブーダ、バーレーン王国、バルバドス、ベリーズ、ボツワナ、ブルネイ・ダルサラーム国、カナダ、香港、ドミニカ、エジプト、エスワティニ、フィジー、ガンビア、グレナダ、ガイアナ、アイルランド、ジャマイカ、ケニア、キリバス、クウェート、レソト、マレーシア、マラウイ、モーリシャス、ナウル、ナイジェリア、ニュージーランド、ウガンダ、パプアニューギニア、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、英国の海外領土、セントクリストファー・ネービス、セントルシア、セントビンセント及びグレナダイン諸島、ソロモン諸島、サモア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、タンザニア連合共和国、トリニダード・トバゴ、ツバル、バヌアツ及びザンビアについては、適用しない。

2 条約第五条1及び2の規定は、受取人が自己宛ての郵便物の到着の通知を受けた後においては差出人の請求による通常郵便物の取戻し又は宛名の変更を認めないことを法令に定めるオーストリア、デンマーク及びイラン・イスラム共和国についても、適用しない。

3 条約第五条1の規定は、オーストラリア、ガーナ及びジンバブエについては、適用しない。

4 条約第五条2の規定は、差出人の請求による通常郵便物の取戻し又は宛名の変更を認めないことを法令に定めるバハマ、ベルギー、イラク、ミャンマー及び朝鮮民主主義人民共和国については、適用しない。

5 条約第五条2の規定は、アメリカ合衆国については、適用しない。

6 オーストラリアは、自国の法令に適合する場合に限り、条約第五条2の規定を適用する。

7 エルサルバドル、パナマ共和国、フィリピン、コンゴ民主共和国及びベネズエラ・ボリバル共和国は、受取人が通関を請求した後に小包を返送することは自国の税関規則に抵触するため、条約第五条2の規定にかかわらず、その返送をしないことができる。

## 第二条 郵便切手

オーストラリア、マレーシア、ニュージーランド及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国は、

条約第六条 7 の規定にかかわらず、郵便物を処理する自国の機械に適合しない新たな素材又は技術を使用した郵便切手が貼り付けられた通常郵便物及び小包郵便物について、関係する差出側の指定された事業者と事前に合意した場合にのみ処理する。

### 第三条 外国における通常郵便物の差出し

1 アメリカ合衆国、オーストラリア、オーストリア、ギリシャ、ニュージーランド及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国は、自国から発送されなかった郵便物を条約第十二条 4 の規定により自国に返送する指定された事業者から、関連する作業に係る費用に相当する金額を徴収する権利を留保する。

2 カナダは、条約第十二条 4 の規定にかかわらず、少なくとも関連する通常郵便物の取扱いに係る費用を回収することができる報酬を差出側の指定された事業者から徴収する権利を留保する。

3 条約第十二条 4 の規定は、名宛側の指定された事業者が、差出側の指定された事業者に対し、外国において多量に差し出される通常郵便物の配達について、適切な報酬を請求する権利を認めている。オーストラリア及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国は、当該報酬の支払額を名宛国の同様の郵便物に適用される適切な内国料金に制限する権利を留保する。

4 条約第十二条4の規定は、名宛側の指定された事業者が、差出側の指定された事業者に対し、外国において多量に差し出される通常郵便物の配達について、適切な報酬を請求する権利を認めている。アメリカ合衆国、バハマ、バルバドス、ブルネイ・ダルサラーム国、中華人民共和国、グレナダ、ガイアナ、インド、マレーシア、ネパール、ニュージーランド、オランダ、オランダ領アンティール及びアルバ、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、英国の海外領土、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、シンガポール、スリランカ、スリナム及びタイは、当該報酬の支払額を条約の施行規則により大量郵便物について認められる限度に制限する権利を留保する。

5 ドイツ、サウジアラビア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベルギー、ベナン、ブラジル、ブルキナファソ、カメルーン、カナダ、キプロス、コートジボワール共和国、デンマーク、エジプト、フランス、ギリシャ、ギニア、イラン・イスラム共和国、イスラエル、イタリア、日本国、ヨルダン、レバノン、ルクセンブルク、マリ、モロッコ、モーリタニア、モナコ、ノルウェー、パキスタン、ポルトガル、ロシア連邦、セネガル、スイス、シリア・アラブ共和国、トーゴ及びトルコは、4に規定する留保にかかわらず、連合加盟国から受領する郵便物について、条約第十二条の規

定を完全に適用する権利を留保する。

6 ドイツは、条約第十二条4の規定の適用のため、差出人の居住国から受領すべきであった額に相当する額の補償金を郵便物の差出国に請求する権利を留保する。

7 中華人民共和国は、この条の留保にかかわらず、外国において多量に差し出される通常郵便物の配達についての支払額を、条約及びその施行規則により大量郵便物について認められる限度に制限する権利を留保する。

8 ドイツ、オーストリア、ベルギー、リヒテンシュタイン、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及びスイスは、条約第十二条3の規定にかかわらず、差出人に対し又は差出人から徴収できない場合には差出側の指定された事業体に対し、内国料金の支払を請求する権利を留保する。

#### 第四条 料金

1 オーストラリア、ベラルーシ、カナダ、フィンランド及びニュージーランドは、条約の施行規則に定める料金以外の郵便料金が自国の法令に適合する場合には、条約第十五条の規定にかかわらず、これを徴収することができる。

2 ブラジルは、条約第十五条の規定にかかわらず、物品を包有する普通通常郵便物であつて税関及び安全に関する要請により追跡の対象となつたものの受取人から追加料金を徴収することができる。

第五条 盲人用郵便物についての郵便料金の免除に対する例外

1 インドネシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島及びトルコは、自国の内国業務につき盲人用郵便物について郵便料金の免除を認めていないので、条約第十六条の規定にかかわらず、同条に規定する普通料金及び特別業務に関する料金を徴収することができる。ただし、当該普通料金及び特別業務に関する料金の額は、自国の内国業務についてのこれらの料金の額を超えることができない。

2 フランスは、自国の規則に従うことを条件として、盲人用郵便物に関する条約第十六条の規定を適用する。

3 ブラジルは、条約第十六条3の規定にかかわらず、自国の法令に従い、差出人及び受取人が盲人又は盲人のための機関の郵便物についてのみ、盲人用郵便物とみなす権利を留保する。これらの条件を満たさない郵便物は、郵便料金支払の対象とする。

4 ニュージージーランドは、条約第十六条の規定にかかわらず、自国の内国業務において郵便料金が免除され

る郵便物についてのみ、自国での配達のため、盲人用郵便物として引き受ける。

5 フィンランドは、条約第十六条の規定にかかわらず、自国の内国業務につき盲人用郵便物について郵便料金の免除を認めていないので、大会議によって採択された同条の定義に基づく盲人用郵便物であつて外国に宛てて差し出されるものについて自国の内国制度における料金を徴収することができる。

6 カナダ、デンマーク及びスウェーデンは、条約第十六条の規定にかかわらず、自国の国内法令に定める範囲においてのみ、盲人用郵便物について郵便料金の免除を認める。

7 アイスランドは、条約第十六条の規定にかかわらず、自国の国内法令に定める限度においてのみ、盲人用郵便物について郵便料金の免除を認める。

8 オーストラリアは、条約第十六条の規定にかかわらず、自国の内国業務において郵便料金が免除される郵便物についてのみ、自国での配達のため、盲人用郵便物として引き受ける。

9 ドイツ、アメリカ合衆国、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、カナダ、日本国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及びスイスは、条約第十六条の規定にかかわらず、自国の内国業務につき盲人用郵便物について適用している特別業務に関する料金を徴収することができる。

## 第六条 基礎業務

- 1 オーストラリアは、条約第十七条の規定にかかわらず、小包郵便業務を基礎業務に含めることを認めない。
- 2 条約第十七条2.4の規定は、自国の法令がより低い重量制限を課しているグレートブリテン及び北アイルランド連合王国については、適用しない。同国における健康及び安全に関する法令は、郵袋の重量を二十キログラムに制限している。
- 3 アゼルバイジャン、カザフスタン、キルギス及びウズベキスタンは、条約第十七条2.4の規定にかかわらず、自国宛ての及び自国から発送するM郵袋の重量制限を二十キログラムとすることができる。
- 4 アイスランドは、条約第十七条の規定にかかわらず、自国の国内法令に定める限度においてのみ、盲人用郵便物を引き受ける。

## 第七条 受取通知

- 1 ベルギー、カナダ及びスウェーデンは、自国の内国制度において小包の受取通知の業務を行っていないため、条約第十八条3.3の規定を小包について適用しないことができる。

2 デンマーク及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国は、条約第十八条3.3の規定にかかわらず、自国の内国制度において受取通知の業務を行っていないため、自国宛ての受取通知を受理しない権利を留保する。

3 ブラジルは、条約第十八条3.3の規定にかかわらず、電子的手段によって返送することが可能な場合に限り、自国宛ての受取通知を受理することができる。

#### 第八条 通常郵便に関する禁制

1 レバノン及び朝鮮民主主義人民共和国は、例外的に、硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留郵便物を引き受けない。また、これらの国は、書留郵便物及びガラス製品又は壊れやすい物品を包有する郵便物の盗取又は損傷の場合の責任に関しては、条約の施行規則を厳格に遵守する義務を負わない。

2 サウジアラビア、ボリビア、中華人民共和国（香港特別行政区を除く。）、イラク、ネパール、パキスタン、スーダン及びベトナムは、例外的に、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留郵便物を引

き受けない。

3 ミャンマーは、自国の国内法令に抵触するため、条約第十九条6に規定する貴重品を包有する保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保する。

4 ネパールは、特別の取決めがない限り、紙幣又は硬貨を包有する書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない。

5 ウズベキスタンは、硬貨、銀行券、小切手、郵便切手又は外国の貨幣を包有する書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない、また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

6 イラン・イスラム共和国は、イスラム教の原理に反する物品を包有する通常郵便物を引き受けず、硬貨、銀行券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する普通通常郵便物、書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保し、また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

7 フィリピンは、硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する普通通常郵便物、書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き

受けない権利を留保する。

8 オーストラリアは、地金又は銀行券を包有する通常郵便物を引き受けない。また、同国は、宝石、貴金屬、珠玉、証書、硬貨その他譲渡可能な有価証券のような貴重品を包有する自国宛ての書留郵便物又は開袋継越通常郵便物を引き受けない。同国は、このような留保に反して差し出された郵便物について責任を認めない。

9 中華人民共和国（香港特別行政区を除く。）は、自国の国内法令に従い、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券又は旅行小切手を包有する保険付通常郵便物を引き受けない。

10 ラトビア及びモンゴルは、自国の国内法令に抵触するため、硬貨、銀行券、持参人払有価証券及び旅行小切手を包有する普通通常郵便物、書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保する。

11 ブラジルは、通用している硬貨及び銀行券並びに各種の持参人払有価証券を包有する普通通常郵便物、書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保する。

12 ベトナムは、物品を包有する書状を引き受けない権利を留保する。

13 インドネシアは、硬貨、銀行券、小切手、郵便切手、外国為替又は各種の持参人払有価証券を包有する

自国宛ての書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けず、また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

14 キルギスは、硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する普通通常郵便物、書留郵便物、保険付通常郵便物又は小形包装物を引き受けない権利を留保し、また、このような郵便物又は小形包装物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

15 アゼルバイジャン及びカザフスタンは、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、小切手、加工した若しくは加工していない貴金属、珠玉、宝石その他の貴重品又は外国の貨幣を包有する書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けず、また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

16 モルドバ及びロシア連邦は、通用している銀行券、各種の持参人払有価証券（小切手）又は外国の貨幣を包有する書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けず、また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

17 フランスは、条約第十九条3の規定の適用を妨げることなく、物品を包有する郵便物が自国の規則、国

際的な規則又は航空運送に関する技術及び包装に関する説明書を遵守していない場合には、当該郵便物を引き受けない権利を留保する。

18 キューバは、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、小切手、珠玉、貴金属、宝石その他の貴重品又は各種の書類若しくは物品を包有する通常郵便物が自国の規則、国際的な規則又は航空運送に関する技術及び包装に関する説明書を遵守していない場合には、当該郵便物を引き受けず、取り扱わず、送達せず、又は配達しない権利を留保し、また、このような郵便物の盗取、亡失又は損傷の場合の責任を認めない。同国は、通常郵便物が自国に輸入される物品を包有し、かつ、関税の対象となる場合において、その物品の価値が自国の規則に適合していないときは、当該郵便物を引き受けない権利を留保する。

#### 第九条 小包郵便に関する禁制

1 ミャンマー及びザンビアは、自己の規則に抵触するため、6.1.3.1 条約第十九条に規定する貴重品を包有する保険付小包を引き受けないことができる。

2 レバノン及びスーダンは、例外的に、硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した若しくは加工していない白金、金若しくは銀、珠玉その他の貴重品を包有する小包又は液体若しくは液化し

やすい物、ガラス製品若しくはこれと同様の物品若しくは壊れやすい物品を包有する小包を引き受けない。これらの国は、条約の施行規則の関連規定を遵守する義務を負わない。

3 ブラジルは、通用している硬貨及び紙幣並びに各種の持参人払有価証券を包有する保険付小包を引き受けることが自己の規則に抵触するため、当該保険付小包を引き受けないことができる。

4 ガーナは、通用している硬貨及び紙幣を包有する保険付小包を引き受けることが自己の規則に抵触するため、当該保険付小包を引き受けないことができる。

5 サウジアラビアは、条約第十九条に定める物品に加えて、硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する小包を引き受けない。また、同国は、権限のある当局が発行する処方箋が添付されていない各種の薬品、消火のための製品、液状の化学物質又はイスラム教の原理に反する物品を包有する小包を引き受けない。

6 オマーンは、条約第十九条に定める物品に加えて、次のものを包有する小包を引き受けない。

6.1 権限のある当局が発行する処方箋が添付されていない各種の薬品

6.2 消火のための製品及び液状の化学物質

## 6.3 イスラム教の原理に反する物品

7 イラン・イスラム共和国は、条約第十九条に定める物品に加えて、イスラム教の原理に反する物品を包有する小包を引き受けず、硬貨、銀行券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する普通小包又は保険付小包を引き受けない権利を留保し、また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

8 フィリピンは、硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した若しくは加工していない白金、金若しくは銀、珠玉その他の貴重品を包有する小包又は液体若しくは液化しやすい物、ガラス製品若しくはこれと同様の物品若しくは壊れやすい物品を包有する小包を引き受けないことができる。

9 オーストラリアは、地金又は銀行券を包有する郵便物を引き受けない。

10 中華人民共和国は、硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する普通小包を引き受けない。また、中華人民共和国（香港特別行政区を除く。）は、硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券又は旅行小切手を包有する保険付小包を引き受けない。

11 モンゴルは、自国の国内法令に従い、硬貨、銀行券、持参人払有価証券及び旅行小切手を包有する小包を引き受けない権利を留保する。

12 ラトビアは、硬貨、銀行券、各種の持参人払有価証券（小切手）又は外国為替を包有する普通小包又は保険付小包を引き受けず、また、このような小包の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

13 モルドバ、ウズベキスタン、ロシア連邦及びウクライナは、通用している銀行券、各種の持参人払有価証券（小切手）又は外国の貨幣を包有する普通小包又は保険付小包を引き受けず、また、このような小包の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

14 アゼルバイジャン及びカザフスタンは、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、小切手、加工した若しくは加工していない貴金属、珠玉、宝石その他の貴重品又は外国の貨幣を包有する普通小包又は保険付小包を引き受けず、また、このような小包の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

15 キューバは、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、小切手、珠玉、貴金属、宝石その他の貴重品又は各種の書類若しくは物品を包有する郵便小包が自国の規則、国際的な規則又は航空運送に関する技術及び包装に関する説明書を遵守していない場合には、当該郵便小包を引き受けず、取り扱わず、送達

せず、又は配達しない権利を留保し、また、このような郵便小包の盗取、亡失又は損傷の場合の責任を認めない。同国は、郵便小包が自国に輸入される物品を包有し、かつ、関税の対象となる場合において、その物品の価値が自国の規則に適合していないときは、当該郵便小包を引き受けない権利を留保する。

#### 第十条 関税を課される物品

1 バングラデシュ及びエルサルバドルは、条約第十九条の規定に関連して、関税を課される物品を包有する保険付郵便物を引き受けない。

2 アフガニスタン、アルバニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、カンボジア、チリ、コロンビア、キューバ、エルサルバドル、エストニア、カザフスタン、ラトビア、モルドバ、ネパール、ウズベキスタン、ペルー、朝鮮民主主義人民共和国、ロシア連邦、サンマリノ、トルクメニスタン、ウクライナ及びベネズエラ・ボリバル共和国は、条約第十九条の規定に関連して、関税を課される物品を包有する普通書状及び書留書状を引き受けない。

3 ベナン、ブルキナファソ、コートジボワール共和国、ジブチ、マリ及びモーリタニアは、条約第十九条の規定に関連して、関税を課される物品を包有する普通書状を引き受けない。

4 1から3までの規定にかかわらず、血清、ワクチン及び緊急の必要性があり、かつ、入手が困難な医薬品を含有する郵便物は、いかなる場合にも差出しを認められる。

#### 第十一条 通関料

1 ガボン、通関料を利用者から徴収する権利を留保する。

2 アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ブラジル、カナダ、キプロス、スペイン、フィンランド、ルーマニア及びロシア連邦は、条約第二十条2の規定にかかわらず、税関検査に付する全ての郵便物について、通関料を利用者から徴収する権利を留保する。

3 アゼルバイジャン、ギリシャ、パキスタン及びトルコは、条約第二十条2の規定にかかわらず、税関当局に提示する全ての郵便物について、通関料を利用者から徴収する権利を留保する。

4 コンゴ共和国及びザンビアは、小包について通関料を利用者から徴収する権利を留保する。

#### 第十二条 調査請求

1 サウジアラビア、カーボベルデ、エジプト、ガボン、ギリシャ、イラン・イスラム共和国、キルギス、モンゴル、ミャンマー、ウズベキスタン、フィリピン、朝鮮民主主義人民共和国、英国の海外領土、スー

ダン、シリア・アラブ共和国、チャド、トルクメニスタン、ウクライナ及びザンビアは、条約第二十一条の規定にかかわらず、通常郵便物のための調査請求の料金を利用者から徴収する権利を留保する。

2 アルゼンチン、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、カナダ、フィンランド、ハンガリー、リトアニア、モルドバ、ノルウェー、ルーマニア及びスロバキアは、調査請求に応じて行われた調査が完了した場合において、当該請求が正当とされないことが判明したときは、条約第二十一条2の規定にかかわらず、特別料金を徴収する権利を留保する。

3 アフガニスタン、サウジアラビア、カーボベルデ、コンゴ共和国、エジプト、ガボン、イラン・イスラム共和国、キルギス、モンゴル、ミャンマー、ウズベキスタン、スーダン、スリナム、シリア・アラブ共和国、トルクメニスタン、ウクライナ及びザンビアは、小包について調査請求の料金を利用者から徴収する権利を留保する。

4 アメリカ合衆国、ブラジル及びパナマ共和国は、条約第二十一条2の規定にかかわらず、1から3までの規定に基づいて料金を徴収する国において差し出される通常郵便物及び小包郵便物のための調査請求の料金を利用者から徴収する権利を留保する。

### 第十三条 例外的な到着の陸路割当料金

アフガニスタンは、条約第三十三条の規定にかかわらず、小包一個ごとに七・五〇SDRの例外的な到着の陸路割当料金を追加して徴収する権利を留保する。

### 第十四条 航空運送料に関する基本料金率及び規定

オーストラリアは、条約第三十四条の規定にかかわらず、条約の施行規則に定めるところにより、又は二国間の合意を含む他のあらゆる手段により、小包による物品の返送業務の提供のための航空運送料に関する料金率を適用する権利を留保する。

### 第十五条 特別料金率

1 アメリカ合衆国、ベルギー及びノルウェーは、航空小包に対し、平面路小包に対する陸路割当料金よりも高い額の陸路割当料金を徴収することができる。

2 レバノン、重量一キログラムまでの小包に対し、重量一キログラムを超え三キログラムまでの小包に適用する料金を徴収することができる。

3 パナマ共和国は、航空路によって継越運送が行われる平面路小包（SAL小包）に対しては、重量一キ

プログラムごとに〇・二〇SDRを徴収することができる。

第十六条 継越料、航空運送料及び割当料金の額を定めることについての郵便業務理事会の権限  
オーストラリアは、条約第三十六条1.6の規定にかかわらず、条約の施行規則に定めるところにより、又は  
二国間の合意を含む他のあらゆる手段により、小包による物品の返送業務の提供のための発送の陸路割当料  
金を適用する権利を留保する。

以上の証拠として、全権委員は、これらの規定が条約中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有する  
ものとしてこの最終議定書を作成し、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事  
務局は、その謄本一通を各加盟国に送付する。

二千二十一年八月二十六日にアビジャンで作成した。